

改正要旨

○設計業務共通仕様書関係

・第 1 編 共通編

- ①第 1 章総則：第 1109 条提出書類の第 1 項及び第 3 項の条文改正
- ②第 2 章設計業務等一般：1. 主要技術基準及び参考図書の改正

○測量業務共通仕様書関係

・第 1 編 共通編

- ①第 1 章総則：第 109 条提出書類の第 1 項及び第 3 項の条文改正

○地質・土質調査業務共通仕様書関係

・第 1 章 総則

- ①第 109 条提出書類の第 1 項及び第 3 項の条文改正

○用地調査等業務共通仕様書関係

・第 4 章 用地測量

- ①第 38 条第 2 項の条文改正

・ 1. 様式

- ①様式 11 号の名称変更

・ 2. 別記 1 木造建物[1]調査積算要領

- ①第 41 の条文改正
- ②別添 2 木造建物[1]数量積算基準第 15 の条文改正

・ 5. 別記 4 成果品一覧表

- ①用地測量の成果品の名称変更（様式第 11 号）
- ②業務区分の名称変更

法令適合調査→照応建物（詳細設計）調査算定

・ 1 3. 別記 9 機械設備調査算定要領

- ①別添-2 機械設備工事費算定基準（運搬台数）第 7 の改正
トラック積載量の表を追加

・ 1 4. 別記 1 0 附帯工作物調査算定要領

- ①第 8 条第 6 項の条文改正
- ②様式第 2 附帯工作物補償額算定書の変更

○工損調査業務共通仕様書関係

・第 3 章 工損の調査

- ①第 20 条第 1 項の条文改正
- ②第 23 条第 6 項の条文改正

設計業務共通仕様書

第1章 総 則

第1101条 適用

1. 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。以下「設計業務等」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 測量作業及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
7. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
8. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
10. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。

11. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
12. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
13. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
14. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
15. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
16. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
17. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
18. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
19. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
20. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
22. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
23. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
24. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
25. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
26. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
27. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
30. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
32. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
34. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

第1103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1104条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1105条 監督職員

1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第1106条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める

業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。
7. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

第1108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第1109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、

提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第1110条 打合せ等

1. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第1111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画（担当者の一覧表を記載すること）
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の品質を確保するための計画
 - (7) 成果品の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む）
 - (10) 使用する主な機器
 - (11) その他

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職

員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第1113条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第1114条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第1115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗する

ように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第1116条 成果品の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第1117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務等成果品の検査
 - (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第1119条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第1120条 条件変更等

1. 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第1122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないとは判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1123条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面

をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認められた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第1124条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1125条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第1128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第1129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第1130条 安全等の確保

1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官 通達平成13年3月29日)を参考にして常に設計業務等の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
6. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第2章 設計業務等一般

第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。特に、環境配慮については、環境影響評価法、島根県環境影響評価条例の遵守のほか、島根県公共事業環境配慮指針に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

第1202条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第1204条 調査業務の内容

調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第1205条 計画業務の内容

計画業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1112条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。
2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。
4. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数

量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。

5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1112条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 受注者は、本条2項において、第1112条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJ I S、J A Sの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、建設省（国土交通省）土木構造物標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。
なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。
特に、建設リサイクル法に規定する、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）については、「島根県特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づき、再資源化等を先導する観点から、最終処分する量をゼロにする設計に努めるものとする。
また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。
11. 受注者は、当該設計を行うに当たって、新技術情報提供システム（NETIS）を利用して新工法・新技術の積極的な活用を検討するものとする。ただしこの場合の対象は「推奨技術」、「推奨技術候補」、「活用促進技術」、「設計比較対象技術」、「少実績優良技術」の技術的な位置付けを得た新技術・新工法を対象とする。
また、受注者は当該設計を行うに当たって、「しまねハツ建設ブランド登録新技術（県内開発新技術）」の積極的な活用を検討するものとする。
12. 受注者は、設計にあたり島根県公共土木工事木製構造物等設計指針に基づき木製構造物を利用できる箇所については積極的に活用を検討するものとし、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」を参考に工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- (イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法
- (ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

1. 主要技術基準及び参考図書

H23. 3現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	土木構造物標準設計	国土技術政策総合研究所	—
2	土木製図基準	土 木 学 会	H21. 2
3	水理公式集	土 木 学 会	H11. 11
4	J I Sハンドブック	日 本 規 格 協 会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会	H13. 6
6	土木工事安全施工技術指針の解説	国土技術研究センター	H13. 12
7	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土開発技術研究センター	H 5. 2
8	建設機械施工安全技術指針	国 土 交 通 省	H17. 3
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル(第2版)	日本建設機械化協会	H12. 3
10	土木工事共通仕様書	国 土 交 通 省	H21. 4
11	地盤調査の方法と解説	地 盤 工 学 会	H16. 6
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地 盤 工 学 会	H21. 12
13	地質・土質調査成果電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 12
14	公共測量 作業規定の準則	国 土 交 通 省	H23. 4
15	公共測量 作業規定の準則 解説と運用	日 本 測 量 協 会	H21. 2. 17
16	測量成果電子納品要領(案)	国 土 地 理 院	H20. 12. 18
17	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国 土 地 理 院	H13. 3
18	基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国 土 地 理 院	H13. 3
19	公共測量成果改定マニュアル	国 土 地 理 院	H20. 4
20	電子納品運用ガイドライン(案) [業務編]	国 土 交 通 省	H21. 6
21	電子納品運用ガイドライン(案) [測量編]	国 土 交 通 省	H21. 6
22	電子納品運用ガイドライン(案) [地質・土質調査編]	国 土 交 通 省	H22. 8
23	2007年制定 コンクリート標準示方書(設計編)	土 木 学 会	H20. 3
24	2007年制定 舗装標準示方書	土 木 学 会	H19. 3
25	2007年制定 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	土 木 学 会	H20. 3
26	2010年制定 コンクリート標準示方書(規準編)	土 木 学 会	H22. 11
27	2007年制定 コンクリート標準示方書(維持管理編)	土 木 学 会	H20. 3
28	2007年制定 コンクリート標準示方書(施工編)	土 木 学 会	H19. 12
	(削除)		
	(削除)		
29	土木設計業務等の電子納品要領(案)	国 土 交 通 省	H20. 5
30	CAD製図基準(案)	国 土 交 通 省	H20. 5
31	CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)	国 土 交 通 省	H21. 6
32	デジタル写真管理情報基準(案)	国 土 交 通 省	H21. 6
33	ボーリング柱状図作成要領(案)解説書	日本建設情報総合センター	H11. 5
34	鉄筋コンクリート工場製作設計施工指針(案)	全日本建設技術協会	—
35	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土 木 学 会	H 3. 3
36	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	土 木 学 会	H 8. 7
37	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	土 木 学 会	H 8. 7
38	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	土 木 学 会	H18. 7
39	地中送電線用深部立杭、洞道の調査・設計・施工計測指針	日本トンネル技術協会	S57. 3
40	地中構造物の建設に伴う近接施工指針	日本トンネル技術協会	H11. 2
41	シールド工事に用標準セグメント	日本下水道協会	H13. 7

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
42	除雪・防雪ハンドブック	日本建設機械化協会	H16.12
43	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土 木 学 会	H 4.11
44	グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	地 盤 工 学 会	H12. 3
45	グラウンドアンカー設計・施工手引書(案)	日本アンカー協会	H15. 5
46	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
47	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会	H21. 9
48	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H 6.10
49	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所	H 4. 3
50	薬液注入工法設計施工指針	日本薬液注入協会	H14. 8
51	薬液注入工法設計資料	日本薬液注入協会	毎年発行
52	薬液注入工積算資料	日本薬液注入協会	毎年発行
53	近接基礎設計・施工要領(案)	建設省土木研究所	S58. 6
54	煙・熱感知器連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7
55	高圧受電設備規程	日 本 電 気 協 会	H20. 9
56	防災設備に関する指針	日本電設工業協会	H16. 9
57	昇降機設計・施工上の指導指針	昇 降 機 安 全 協 会	H 7. 3
58	日本建設機械要覧	日本建設機械化協会	H13. 3
59	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械化協会	H13. 2
60	建設発生土利用技術マニュアル 第3版	土木研究センター	H16. 9
61	建設副産物適正処理推進要綱の解説	先端建設技術センター	H14.11
62	災害復旧工事の設計要領	全 国 防 災 協 会	毎年発行
63	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改定版(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
64	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】	国 土 地 理 院	H21.10.31
65	地すべり観測便覧	地すべり対策技術協議会	H 8.10
66	地すべり対策技術設計実施要領	斜面防災対策技術協会	H19.11
67	猛禽類保護の進め方(特にイワシ・クマカ・材カについて)	日本鳥類保護連盟	H15. 7
68	環境省大気常観マニュアル第5版	環 境 省	H19. 3
69	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環 境 省	H11. 6
70	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編(道路に関する地域)	環 境 省	H12. 4
71	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver. 2.0.0	環 境 省	H21. 1
72	改訂・解説・工作物設置許可基準	山 海 堂	H10.11
73	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国 土 地 理 院	H21.12
74	地理空間データ製品仕様書作成マニュアルJPGIS Ver. 2.1	国 土 地 理 院	H21. 7
75	基準点測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 9. 9
76	水準測量(新設・復旧)製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 8.12
77	水準測量(改測・地盤変動)製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 8.12
78	地図情報レベル1000データ作成の製品仕様書(案)	国 土 地 理 院	H20. 3
79	写真地図作成の製品仕様書(案)	国 土 地 理 院	H21. 6.24
80	路線測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3.31
81	河川測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3.31
82	用地測量製品仕様書	国 土 地 理 院	H21. 3.31

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	「ダム事業における環境影響評価の考え方」	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
3	建設省所管放水路事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
4	「放水路事業における環境影響評価の考え方」	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H 2. 4
6	改訂建設省河川砂防技術基準(案)調査編	日本河川協会	H20. 7
7	国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省	H17. 11
8	改訂建設省河川砂防技術基準(案)設計編(I・II)	日本河川協会	H 9. 10
9	河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12. 1
10	防災調節池等技術基準(案)増補改訂(一部修正)版	日本河川協会	H13. 8
11	流域貯留施設等技術指針(案)	日本河川協会	H 5. 5
12	増補流域貯留施設等技術指針(案)―増補改訂版―	日本河川協会	H19. 4
13	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H19. 9
14	数字で見る港湾(2010年版)	日本港湾協会	H22. 7
15	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)―付解説― ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編)―付解説― ・FRP(M)水圧管編	水門鉄管協会	H19. 9 H19. 6 H22. 4
16	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10. 11
17	河川土工マニュアル	国土開発技術研究センター	H 5. 8
18	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会	H11. 3
19	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13. 12
20	鋼製起状ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H11. 10
21	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会	S63. 1 H13. 8
22	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	H13. 2
23	海岸保全施設築造基準解説(改定版)	海岸保全施設技術検討会	S62. 4
24	海岸便覧	全国海岸協会	H14. 3
25	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53. 8
26	仮締切堤設置基準	建設省治水課	H10. 6
27	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13. 5
28	堤防余盛基準	建設省治水課	S44. 1
29	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51. 4
30	ダム構造物管理基準	日本大ダム会議	S61. 5
31	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11. 6
32	河川改修事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行
33	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)河川版(生物調査編)	リバーフロント整備センター	H 9. 4
34	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)ダム版(生物調査編)	ダム水源地整備センター	H 6.
35	河川関係法令例規集	第一法規	―
36	「護岸の力学的設計法」改訂	国土開発技術研究センター	H19. 11
37	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3
38	水産庁監修漁港構造物標準設計法 1990年版	全国漁港協会	H 2. 10
39	ジャケット式鋼製護岸設計指針	日本港湾協会	S52. 3
40	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	毎年発行
41	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課	H元. 4
42	砂防指定地指定実務要領	全国加除法令出版	H元. 10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
43	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター	H11. 9
44	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター	H 5. 6
45	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター	H 5.10
46	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
47	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター	H 8.11
48	土木構造物設計マニュアル(案) -樋門編-	全日本建設技術協会	H14. 1
49	床止めの構造設計の手引き	国土開発技術研究センター	H10.12
50	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H 6. 3
51	緩傾斜堤の設計の手引き	全国海岸協会	H18. 1
52	人工リーフの設計の手引き	全国海岸協会	H16. 3
53	治水経済調査要綱	建設省河川局	H 6.10
54	港湾調査指針	日本港湾協会	S62. 6
55	面的な海岸防御方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H 3. 3
56	人工海浜の建設技術マニュアル	運輸省	S54. 4
57	ビーチ計画・設計マニュアル	日本マリナービーチ協会	H17.10
58	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術開発センター	H 3. 3
59	農地防災事業便覧	地球社	H11. 1
60	漁港計画の手引き	全国漁港協会	H 4.11
61	漁港海岸事業設計の手引き	全国漁港協会	H 8. 9
62	水と緑の溪流づくり調査	建設省砂防局砂防部	H 3. 8
63	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 6. 9
64	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省砂防局砂防部	H 3.
65	改訂版 砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10
66	ダム貯水池水質調査要領	国土開発技術研究センター	S55. 6
67	グラウチング技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S58.12
68	鋼製砂防構造物設計便覧	砂防・地すべり技術センター	H21. 9
69	多段落差工設計指針(案)	建設省土木研究所	S63. 5
70	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策 基本計画検討委員会	H元. 9
71	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部	H11. 4
72	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20. 5
73	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会	H19. 9
74	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター	H元. 4
75	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター	H 3. 7
76	多目的ダムの建設	全国建設研修センター	H 7. 11
77	コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H 4. 3
78	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土開発技術研究センター	S59. 6
79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き	通産省資源エネルギー庁	H10. 9
80	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6
81	ダムの岩盤掘削	土木学会	H 4. 4
82	原位置岩盤試験法の指針 -平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会	H12.12
83	軟岩の調査・試験の指針(案)	土木学会	H 4.12
84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5
85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川 環境課	H18. 8

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
87	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料（その2）	国土交通省河川局河川環境課	H19. 7
88	多自然川づくりポイントブック 河川改修時の課題と留意点	リバーフロント整備センター	H19. 3
89	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2
90	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1
91	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H18. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔3〕 道 路 関 係			
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省	S60. 9
2	道路環境影響評価要覧	道路環境研究所	H 4. 9
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	H16. 2
4	道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい	H14. 3
5	林道規程-運用と解説-	日本林道協会	H20.12
6	全国道路交通情勢調査実施要綱 一般交通量調査(調査編)	建設省道路局	—
7	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所	H 2. 2
8	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会	S49.10
9	自転車道必携	自転車道路協会	S60. 3
10	交通工学ハンドブック2008 DVD-ROM版	交通工学研究会	H20. 7
11	クロノイドポケットブック(改訂版)	日本道路協会	S49. 8
12	道路の交通容量	日本道路協会	S59. 9
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会	S62. 2
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL	—	—
15	改訂 平面交差の計画と設計・基礎編	交通工学研究会	H14. 7
16	改訂 平面交差の計画と設計・応用編	交通工学研究会	H元. 5
17	交通信号の手引き	交通工学研究会	H 6. 7
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会	S63.12
19	コミュニティゾーン形成マニュアル	交通工学研究会	H 6. 5
20	コミュニティゾーン実践マニュアル	交通工学研究会	H12. 7
21	道路環境影響評価の技術手法 I・II・III	道路環境研究所	H19. 9
22	道路土工要綱	日本道路協会	H21. 6
23	道路土工-土質調査指針	日本道路協会	H11. 7
24	道路土工-施工指針	日本道路協会	H15. 4
25	道路土工-排水工指針	日本道路協会	S62. 6
26	道路土工-のり面工・斜面安定工指針	日本道路協会	H22. 3
27	道路土工-切土工・斜面安定工指針	日本道路協会	H21. 6
28	道路土工-軟弱地盤対策工指針	日本道路協会	H19. 6
29	道路土工-仮設構造物工指針	日本道路協会	H11. 3
30	道路土工-擁壁工指針	日本道路協会	H11. 3
31	道路土工-カルバート工指針	日本道路協会	H11. 3
32	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター	H14.10
33	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国ボックスカルバート協会	H17. 5
34	下水道用強化プラスチック複合管道埋設指針	国土技術研究センター	H11. 3
35	下水道用セラミックパイプ(陶管)道路埋設指針	全国セラミックパイプ工業組合	H11. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
36	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管・継手協会	H16. 3
37	P C ボックスカルバート道路埋設指針(改訂版)	日本PCボックスカルバート製品協会	H 3.10
38	のり砕工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会	H18.11
39	道路橋示方書・同解説(I 共通編・II 鋼橋編)	日本道路協会	H14. 3
40	道路橋示方書・同解説(I 共通編・III コンクリート橋編)	日本道路協会	H14. 3
41	道路橋示方書・同解説(I 共通編・IV 下部構造編)	日本道路協会	H14. 3
42	道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)	日本道路協会	H14. 3
43	鋼道路橋の疲労設計指針	日本道路協会	H14. 3
44	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会	S55. 8
45	鋼道路橋施工便覧	日本道路協会	S60. 2
46	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会	H20. 1
47	杭基礎設計便覧(改訂版)	日本道路協会	H19. 1
48	杭基礎施工便覧	日本道路協会	H19. 1
49	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会	H 9.12
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会	S54. 1
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会	H 6. 2
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会	H10. 1
53	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針	日本道路協会	H 4.10
54	道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編)	日本道路協会	H 5. 4
55	道路橋支承標準設計(すべり支承編)	日本道路協会	H 5. 5
56	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会	S45.11
57	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16. 4
58	鋼道路橋塗装・防食便覧	日本道路協会	H17.12
59	鋼道路橋塗装便覧別冊資料 写真集	日本道路協会	H12. 6
60	鋼橋の疲労	日本道路協会	H19. 5
61	道路橋補修便覧	日本道路協会	S54. 2
62	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	日本道路協会	H 3. 7
63	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会	S59. 4
64	道路橋の塩害対策指針(案)・同解説	日本道路協会	S59. 2
65	道路橋床版防水便覧	日本道路協会	H19. 3
66	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料	日本道路協会	S62. 1
67	鋼構造架設設計施工指針	土木学会	H14. 3
68	美しい橋のデザインマニュアル	土木学会	H 5. 3
69	美しい橋のデザインマニュアル 第2集	土木学会	H 5. 3
70	道路橋景観便覧 ・ 橋の美 ・ 橋の美 II ・ 橋の美 III(橋梁デザインノート)	日本道路協会	S52. 6 S56. 6 H 4. 5
71	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(改訂版)	日本道路協会	H20.10
72	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会	H15.11
73	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	H13.10
74	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H 5.11
75	道路トンネル観察・計測指針	日本道路協会	H21. 2
76	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H 8.10
77	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21. 2
78	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13. 9
79	舗装設計施工指針	日本道路協会	H18. 2

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
80	排水性舗装技術指針(案)	日 本 道 路 協 会	H 8. 11
81	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	日 本 道 路 協 会	H 2. 11
82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日 本 道 路 協 会	H 4. 12
83	舗装設計便覧	日 本 道 路 協 会	H18. 2
84	舗装施工便覧	日 本 道 路 協 会	H18. 2
85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日 本 道 路 協 会	H 8. 10
86	舗装再生便覧	日 本 道 路 協 会	H22. 11
	(削除)		
87	砂利道の歴青路面処理指針	日 本 アスファルト 協 会	S59. 9
88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日 本 アスファルト 協 会	S61. 9
89	高炉スラグ路盤設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S57. 6
90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S57. 7
91	製鋼スラグ路盤設計施工指針(1985年改定)	鐵 鋼 ス ラ グ 協 会	S60. 9
92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキング ブロック舗装技術協会	H19. 3
93	設計要領第一集 舗装編	N E X C O	H22. 7
94	構内舗装・排水設計基準及び同解説	公 共 建 築 協 会	H13. 4
95	併用軌道構造設計指針	日 本 道 路 協 会	S37
96	路上再生路盤工法技術指針(案)	日 本 道 路 協 会	S62. 1
97	路上表層再生工法技術指針(案)	日 本 道 路 協 会	S63. 11
98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日 本 道 路 協 会	S53. 7
99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日 本 道 路 協 会	H19. 6
100	舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	日 本 道 路 協 会	H 8. 10
101	道路震災対策便覧(震前対策編) 改訂版	日 本 道 路 協 会	H18. 9
102	道路震災対策便覧(震災復旧編) 改訂版	日 本 道 路 協 会	H19. 5
103	落石対策便覧(改訂版)	日 本 道 路 協 会	H12. 6
104	道路緑化技術基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S63. 12
105	道路防雪便覧	日 本 道 路 協 会	H14. 12
106	共同溝設計指針	日 本 道 路 協 会	S61. 3
107	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー	H 6. 3
108	土木研究所資料 共同溝耐震設計要領(案)	建 設 省 土 木 研 究 所	S59. 10
109	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開 発 問 題 研 究 所	H 5. 8
110	防護柵の設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H20. 1
111	車両用防護柵標準仕様・同解説	日 本 道 路 協 会	H16. 3
112	改訂路面表示設置の手引	交 通 工 学 研 究 会	H16. 7
113	道路標識設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S62. 1
114	視線誘導標設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	S59. 10
115	道路照明施設設置基準・同解説	日 本 道 路 協 会	H19. 10
116	道路・トンネル照明器材仕様書	建 設 電 気 技 術 協 会	H20. 8
117	道路反射鏡設置指針	日 本 道 路 協 会	S55. 12
118	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日 本 道 路 協 会	S60. 9
119	道路標識ハンドブック(2004年版)	全 国 道 路 標 識 ・ 表 示 業 協 会	H16. 8
120	路面標示ハンドブック	全 国 道 路 標 識 ・ 表 示 業 協 会	H10. 4
121	駐車場設計・施工指針 同解説	日 本 道 路 協 会	H 4. 11
122	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日 本 道 路 協 会	H11. 9
123	道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	道 路 環 境 研 究 所	H17. 3

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
124	平成21年度道路環境センサス調査要領	国土交通省道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所	H21. 6
125	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会	H19. 1

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔4〕公園緑地関係			
1	都市公園技術標準解説書（改訂第2版）	日本公園緑地協会	H16. 6
2	造園施工管理（改訂第24版）技術編	日本公園緑地協会	H14. 4
3	屋外体育施設の建設指針（改訂第4版）	日本体育施設協会	H11.
4	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	S63. 12
5	開発許可制度の手引き（案）	島根県都市計画課	
6	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	公共建築協会	H16.
7	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	公共建築協会	H16.
8	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	公共建築協会	H16.
9	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	公共建築協会	H16.
10	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	公共建築協会	H16.
11	建築工事標準詳細図	公共建築協会	H13.
12	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解	日本建築学会	H11. 11
13	建築基礎構造設計指針	日本建築学会	H13. 10
14	消防設備等の技術基準（第6次改定版）	広島県消防設備管理協会	

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔5〕農業農村整備			
1	土地改良事業計画設計基準（計画「農業用水（水田）」）	（社）農業土木学会	H 5. 5
2	土地改良事業計画設計基準（計画「農業用水（畑）」）	（社）農業土木学会	H 9. 6
3	土地改良事業計画設計基準（計画「水温水質」）	（社）農業土木学会	S42. 11
4	土地改良事業計画設計基準（計画「排水」）	（社）農業土木学会	S53. 9
5	土地改良事業計画設計基準（計画「河口改良」）	（社）農業土木学会	S42. 11
6	土地改良事業計画設計基準（計画「開墾」）		S31. 12
7	土地改良事業計画設計基準（計画「農地開発（開畑）」）	（社）農業土木学会	S59. 1
8	土地改良事業計画設計基準（計画「海面開拓」）		S27. 12
9	土地改良事業計画設計基準（計画「湖沼開拓」）		S31. 12
10	土地改良事業計画設計基準（計画「埋立」）		S31. 12
11	土地改良事業計画設計基準（計画「ほ場整備（水田）」）	（社）農業土木学会	H12. 1
12	土地改良事業計画設計基準（計画「ほ場整備（畑）」）	（社）農業土木学会	S59. 1
13	土地改良事業計画設計基準（計画「暗きょ排水」）	（社）農業土木学会	H12. 11
14	土地改良事業計画設計基準（計画「土層改良」）	（社）農業土木学会	S59. 1
15	土地改良事業計画設計基準（計画「農地保全」）	（社）農業土木学会	S54. 7
16	土地改良事業計画設計基準（計画「農地地すべり防止対策」）	（社）農業土木学会	H16. 5
17	土地改良事業計画設計基準（計画「水質障害対策」）	（社）農業土木学会	S55. 8
18	土地改良事業計画設計基準（計画「農道」）	（社）農業土木学会	H13. 8
19	土地改良事業計画設計基準（設計「ダム」）	（社）農業土木学会	H15. 4
20	土地改良事業計画設計基準（設計「頭首工」）	（社）農業土木学会	H 7. 7
21	土地改良事業計画設計基準（設計「水路工」）	（社）農業土木学会	H13. 2

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
22	土地改良事業計画設計基準（設計「パイプライン」）	（社）農業土木学会	H10. 3
23	土地改良事業計画設計基準（設計「水路トンネル」）	（社）農業土木学会	H 8.10
24	土地改良事業計画設計基準（設計「ポンプ場」）	（社）農業土木学会	H 9.11
25	土地改良事業計画設計基準（設計「海面干拓」）	（社）農業土木学会	S41. 3
26	土地改良事業計画設計基準（設計「農道」）	（社）農業土木学会	H10. 3
27	土地改良事業計画設計基準（設計「水利アスファルト工（前編）」）	（社）農業土木学会	S42. 2
28	土地改良事業計画設計基準（設計「水利アスファルト工（後編）」）	（社）農業土木学会	S45. 6
29	土地改良事業計画指針（防風施設）	（社）農業土木学会	S62. 9
30	土地改良事業計画指針（畑地帯集水利用）	（社）農業土木学会	H 2. 4
31	土地改良事業計画指針（農村環境整備）	（社）農業土木学会	H 9. 2
32	土地改良事業計画指針（農地開発（改良山成工））	（社）農業土木学会	H11. 3
33	土地改良事業計画指針（マイクロかんがい）	（社）農業土木学会	H 6. 4
34	土地改良事業設計指針（耐震設計）		H59. 3
35	土地改良事業設計指針（ファームポンド）	（社）農業土木学会	H11. 3
36	土地改良事業設計指針（ため池整備）	（社）農業土木学会	H12. 2
37	土地改良事業標準設計（擁壁）		H11. 3
38	土地改良事業標準設計（農地造成）	（社）農業農村整備情報総合センター	H 1. 1
39	土地改良事業標準設計（ほ場整備）	（社）農業農村整備情報総合センター	H 3. 3
40	土地改良事業標準設計（水路付帯構造物）	（社）農業農村整備情報総合センター	H 1. 1
41	土地改良事業標準設計図面集（パイプライン付帯工）	（社）農業農村整備情報総合センター	H 8. 3
42	土地改良事業標準設計図面集（橋梁下部工）	（社）農業農村整備情報総合センター	H11. 3
43	土地改良事業標準設計図面集（ボックスカルバート）	（社）農業農村整備情報総合センター	H11. 3
44	土地改良事業標準設計図面集（鉄筋コンクリート二次製品）	（社）農業農村整備情報総合センター	H13. 2
45	土地改良事業標準設計図面集（擁壁工）	（社）農業農村整備情報総合センター	H13. 3
46	水管理制御方式技術指針（畑地かんがい編）	（社）農業土木事業協会	S51. 5
47	水管理制御方式技術指針（計画設計編）	（社）農業土木機械化協会	H14. 3
48	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）	（社）農業土木事業協会	H11. 4
49	鋼構造物計画設計技術指針（小型水門扉編）	（社）農業土木事業協会	H15. 3
50	鋼構造物計画設計技術指針（小水力発電編）	（社）農業土木機械化協会	S61.12
51	鋼構造物計画設計技術指針（ダム取水放流設備編）	（社）農業土木事業協会	H12.11
52	鋼構造物計画設計技術指針（除塵設備編）	（社）農業土木事業協会	H13.11
53	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	（社）農業土木機械化協会	H10. 3
54	電気設備計画設計技術指針（特別高圧編）	（社）農業土木機械化協会	H14. 3
55	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	（社）農業土木事業協会	H10. 3
56	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	（社）農業土木事業協会	H13. 3
57	バルブ設備計画設計技術指針	（社）農業土木事業協会	H14. 8
58	農業土木ハンドブック	（社）農業土木学会	H12. 8
59	施設機械設備更新技術の手引き	（社）農業土木機械化協会	H12. 9

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔6〕 森林整備			
(森林整備共通)			
1	治山林道必携 (設計積算編)	(社) 日本治山治水協会・日本林道協会	H22. 6
2	治山林道必携 (調査測量編)	(社) 日本治山治水協会・日本林道協会	H22. 8
3	森林土木ハンドブック	林業土木コンサルタンツ	H17. 6
4	森林土木工事安全施工技術指針	森林土木工事安全施工技術指針研究会	H15. 5
5	森林土木木製構造物施工マニュアル	(社) 日本治山治水協会・日本林道協会	H22. 6
(治山)			
6	治山技術基準解説 (総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21. 10
7	治山技術基準解説 (防災林造成編)	日本治山治水協会	H16. 12
8	治山技術基準解説 (地すべり防止編)	日本治山治水協会	H15. 5
9	治山技術基準解説 (保安林整備編)	日本治山治水協会	H12. 7
10	治山ダム・土留工断面表	林業土木コンサルタンツ	H11. 9
(林道)			
11	林道規程～運用と解説～	日本林道協会	H20. 12
12	林道必携 (技術編)	日本林道協会	H14. 5
13	森林土木構造物標準設計 擁壁編	林業土木コンサルタンツ	H18. 10
14	森林土木構造物標準設計 コンクリート管技術資料	林業土木コンサルタンツ	H15. 6

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔7〕 電気・機械・設備等			
1	日本電機工業会 (JEM) 規格	日本電機工業会	—
2	(解説) 電気設備の技術基準	経済産業省・資源エネルギー庁	H13. 5
3	内線規程	日本電気協会	H12. 10
4	電気通信設備工事共通仕様書	建設電気技術協会	H14. 9
5	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会	H 9. 2
6	建築設備設計基準	国土交通省	H21. 3
7	公共建築工事共通仕様書	国土交通省	H22. 3

注意：最新版を使用するものとする。

測量業務共通仕様書

第1章 総 則

第101条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する測量作業（以下「測量作業」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、測量作業の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、測量作業の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「主任技術者」とは、測量作業の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
11. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

12. 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量作業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
14. 「現場説明書」とは、測量作業の入札に参加するものに対して、発注者が当該測量作業の契約条件を説明するための書類をいう。
15. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
16. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
17. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
19. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
22. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量作業の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
26. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量作業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
27. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
28. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量作業の完了を確認することをいう。
29. 「打合せ」とは、測量作業を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、作業の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

30. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
31. 「協力者」とは、受注者が測量作業の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
33. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

第103条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量作業の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 測量の基準

測量の基準は島根県公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

第105条 作業の実施

測量作業は、「規程」により実施するものとする。

第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第107条 監督職員

1. 発注者は、測量作業における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第108条 主任技術者

1. 受注者は、測量作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

3. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量作業等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は主任技術者は、屋外における測量作業に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量作業が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第108条の2 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

第109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10

日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第110条 打合せ等

1. 測量作業着手時、及び設計図書で定める測量作業の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 測量作業を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、測量作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
3. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第111条 作業計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 作業概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 作業工程
 - (4) 作業組織計画（担当者の一覧表を記載すること）
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
3. 監督職員は、提出された作業計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。
4. 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。

第112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、請負者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複製してはならない。

第113条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第114条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量作業の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量作業が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量作業実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入に当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入に際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注

者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第116条 成果品の提出

1. 受注者は測量作業が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。

第117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、測量作業の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量作業の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量作業成果品の検査
 - (2) 測量作業管理状況の検査測量作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第119条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第120条 条件変更等

1. 監督職員が、受注者に対して測量作業内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量作業の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期

することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- (1) 第115条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量作業の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量作業内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、測量作業履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代えて設計図書の変更を行う場合
2. 前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。
 - (1) 第120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量作業の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量作業の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに作業工程表を修正し提出しなければならない。

第123条 一時中止

契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量作業の中断については、第131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の測量作業等の進捗が遅れたため、測量作業の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により測量作業の続行が不相当又は不可能となった場合

- (4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認められた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量作業の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量作業の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第125条 受注者の賠償責任

1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途測量作業等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- イ. 測量作業における総合的企画、作業遂行管理及び技術的判断並びに観測
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量作業を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量作業の実施について適切な指導、管理のもとに測量作業を実施しなければ

ばならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、成果品の発表に際して、第128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りでない。

第130条 安全等の確保

1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に際しては、測量作業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日)を参考にして常に測量作業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受注者は、測量作業現場に別途測量作業又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量作業実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量作業実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
6. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守

して災害の防止に努めなければならない。

- (2) 屋外で行う測量作業に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量作業現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 8. 受注者は、屋外で行う測量作業の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
 9. 受注者は、屋外で行う測量作業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
 10. 受注者は、測量作業が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

第131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総 則

第101条 適用

1. 地質・土質調査共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する地質・土質調査、試験、解析に類する業務（以下「地質・土質調査」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 現場技術業務、測量作業及び設計業務及び測量作業に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 「検査職員」とは、地質・土質調査の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
5. 「主任技術者」とは、地質・土質調査の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
6. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
7. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
11. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準

を含む。)を総称している。

12. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該地質・土質調査の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
14. 「現場説明書」とは、地質・土質調査の入札に参加するものに対して発注者が当該地質・土質調査の契約条件を説明するための書類をいう。
15. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
16. 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
17. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
19. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
22. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た地質・土質調査の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
26. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
27. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
28. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査の完了を確認することをいう。
29. 「打合せ」とは、地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面

談により、調査の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

30. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
31. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
33. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

第103条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に地質・土質調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が地質・土質調査の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管その他）が予想される場合は、監督職員に報告し、関係機関と協議の上現地立会を行い、位置、規模、構造等を確認するものとする。

第105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第106条 監督職員

1. 発注者は、地質・土質調査における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第107条 主任技術者

1. 受注者は、地質・土質調査における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RC CM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は主任技術者は、屋外における地質・土質調査に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、地質・土質調査が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第110条 打合せ等

1. 地質・土質調査着手時、及び設計図書で定める調査の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 地質・土質調査を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、調査の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
3. 受注者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 調査概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 調査工程
 - (4) 調査組織計画（担当者の一覧表を記載すること）
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
 - (10) 仮設備計画
 - (11) その他必要事項なお、仮設物は、設計図書に指定されたものを除き受注者の責任において行うものとする。
3. 監督職員は、提出された業務計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。
4. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

第112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。

3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

第113条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は地質・土質調査を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第114条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は地質・土質調査の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第116条 成果品の提出

1. 受注者は地質・土質調査が完了したときは、設計図書に示す成果品を調査完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査成果品の検査
 - (2) 地質・土質調査管理状況の検査地質・土質調査の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第119条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

第120条 条件変更等

1. 監督職員が、受注者に対して地質・土質調査内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質

調査の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2. 受注者は、設計図書で明示されていない施工条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- (1) 第115条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査の契約の変更を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務履行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代えて設計図書の変更を行う場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 第120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
- (2) 地質・土質調査の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。

3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに調査工程表を修正し提出しなければならない。

第123条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務等の全部又は一部の履行について一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査の中断については、第131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の地質・土質調査業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、地質・土質調査の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
 3. 前2項の場合において、受注者は地質・土質調査の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第125条 受注者の賠償責任

1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することできるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - イ. 地質ボーリング・土質試験等の調査方法及び技術的判断
 - ロ. 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡

易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し地質・土質調査の実施について適切な指導、管理のもとに地質・土質調査を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らすてはならない。
2. 受注者は、成果品の発表に際して、第128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第130条 安全等の確保

1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務等の実施に際しては、地質・土質調査関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受注者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受注者は、調査実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、

労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、地質・土質調査実施中の安全を確保しなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
6. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質・土質調査に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
10. 受注者は、地質・土質調査が完了したときは、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。
 - (1) 調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。

第131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第2章 機械ボーリング

第1節 機械ボーリング

第201条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

第202条 土質の分類

土質の分類は、島根県公共工事共通仕様書によるものとする。

第203条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置及び深度数量
 - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書又は、特記仕様書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
4. 掘進
 - (1) 掘削は、地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。
 - (2) 孔口はケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。
 - (3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 - (4) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
 - (5) 掘進中は掘進速度、湧排水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
 - (6) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。

- (7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
- (8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (9) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残さを完全に除去しなければならない。
- (10) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか必要があれば水位（被圧水のヘッド）を測定するものとする。
- (11) 掘進方向は、特に指示の無い限り鉛直方向とする。
- (12) 基準となる高さ（深度0 m）の標示杭等は孔口付近に明示しておくものとする。
- (13) コア採取を目的とするボーリングにあつては、次の各号に掲げる事項によるものとする。
 - 1) コアを採取する際には、採取を始める深さまで送水により洗孔し、孔中のスライムを排出させた後採取するものとする。ただし、洗孔することで孔内を乱すおそれがあると判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
 - 2) コアの採取率は100%を目標とする。
 - 3) コアに破損をきたすようなロッドの昇降又は給水圧の大幅な変動は、行ってはならない。ただし、事故を生ずる恐れのある場合はこの限りでない。
 - 4) 採取したコアは、コア箱（原則として内長1 m程度で5 m分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニル等を巻いて保存する。なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。また、一時的に他の容器に保存し、ボーリング終了後整理してコア箱に並べかえることは、採取したコアの配列を間違える可能性があるのをこれを禁止する。
 - 5) コア写真は、カラーパネル等を添えて真上から適切な距離で撮影し、地質の状況が正確に把握できるものでなければならない。
 - 6) コア箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。
 - 7) 採取されたコアは乾湿、凍結割れ等の変形、変質を防ぐよう留意し、コア箱は保護覆いのある場所に一括して保管する。
 - 8) スライムは、その旨記入したビニル袋に地点、深度などを記入して監督職員の指示があるまで保管し、コア箱の中に並べてはならない。
- (14) ノンコアボーリングは、原則として1 mごと又は岩質の変わるごとにスライムを採取し、深度を明記した試料ビン等に保存するものとする。
- (15) 水平ボーリングを施工する場合のケーシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。

1) 排水量を測定する場合は、掘削直後から排水量が徐々に減り、一定量になるまで測定する。

5. 検 尺

(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。

第204条 コアの鑑定

コアの鑑定は、原則として肉眼観察又は触手等によるものとする。

なお、この場合、鑑定基準を明確にしておくものとする。

第205条 コアの検査

コアについては、掘進完了後速やかにボーリング柱状図、コア写真を添付して主任技術者が委託者の確認を受けること。

第206条 資料整理及び解析等

特記仕様書に定めた資料整理及び解析等を行う場合は、調査項目を満足するよう試験結果を整理し、調査目的に対する総合的な解析及び判定を行うものとする。

第207条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録およびコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図作成要領（案）に基づき柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出しなければならない。なお、未固結の資料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第3章 サンプリング

第301条 目 的

乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第302条 採取方法

1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221に準拠して行うものとする。
2. デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222に準拠して行うものとする。
3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具に

については、JGS1223に準拠して行うものとする。

第303条 試料の取扱い

1. 請負者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 請負者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 請負者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第304条 成果品

1. 成果品は、次のものを提出するものとする。
 - (1) 採取位置、採取深さ、採取長
 - (2) 採取方法

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第401条 目的

標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まりぐあいの相対値を知ることを目的とする。

第402条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219によるものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書又は特記仕様書によるものとする。
3. 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第403条 成果品

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219及び「ボーリング柱状図作成要領（案）」に従って整理し提出するものとする。

第2節 スウェーデン式サウンディング試験

第404条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合または土層の構成を判定することを目的とする

第405条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221に準拠して行うものとする。
2. 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録しなければならない。

第406条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221に準拠して整理し提出するものとする。

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第407条 目的

オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、またはその地盤構成を判定することを目的とする。

第408条 試験等

1. 試験装置はJIS A 1220「オランダ式二重管コーン貫入試験方法」に従って行うものとする。
2. 試験
 - (1) JIS A 1220「オランダ式二重管コーン貫入試験方法」に準拠して行うものとする。
 - (2) 先端抵抗測定中および外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定する。

第409条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220に準拠して整理する。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

第411条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1431に準拠して行うものとする。
2. 試験
 - (1) 試験方法及び器具は、JGS1431に準拠して行うものとする。
 - (2) 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。

(3) 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。

(4) 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3 mまでとする

第412条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

(1) 調査位置案内図、調査位置平面図

(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1431に準拠して整理し提出するものとする。

第5章 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験

第501条 目的

孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1421に準拠して行うものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測 定

孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。

(1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

(2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

(3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

(4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

(5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

(6) 加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。

測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m²ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

第503条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1421に準拠して整理し提出するものとする。

第2節 地盤の平板載荷試験

第504条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形強さなどの支持力特性や、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。

第505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521に準拠して行うものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215に準拠して行うものとする。

第506条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521に準拠して整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215に準拠して整理し提出するものとする。

第3節 現場密度測定（砂置換法）

第507条 目的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘り出した土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

第508条 試験等

試験方法及び器具は、JIS A 1214に準拠して行うものとする。

第509条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214に準拠して整理し提出するものとする。

第4節 現場密度測定（R I法）

第510条 目的

現場密度測定（R I 法）は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

第511条 試験等

1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、JGS1614に準拠して行うものとする。

第512条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 含水比、湿潤密度、乾燥密度

第5節 現場透水試験

第513条 目的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

第514条 試験方法

試験方法及び器具は、JGS1314に準拠して行うものとする。

1. 注水法

- (1) 注水法は、地下水面以上の土層を対象とするものである。
- (2) 試験は、定水位法又は変水位法によって行うものとする。
- (3) 試験装置は、土層の状況に応じて流入水量が変えられる電気試験器又は定流量タンクを用いるものとする。
- (4) 定水位法による場合は、水位を観察しながら注入量を変化させ水位を一定に保つものとする。
測定間隔は、開始後3時間は15分、次の3時間は30分、以後は1時間とし、注水量が定常化したときに、試験を終了するものとする。
- (5) 変水位法による場合は、孔中に注入し、注水停止後の水位の低下量と低下に要した時間を測定する。測定値が一定になったとき試験を終了するものとする。この際、特にケーシングと地盤との間にすき間がないように注意しなければならない。

2. 加圧注入法

- (1) 加圧注入法は、地下水面下の土層又は比較的透水性の低い土層を対象とするものである。
- (2) 試験は、地表面以上に水位を保つ場合及び孔中のある位置に水位を保つ場合とがあり、いずれによるかは特記仕様書等によるものとする。
- (3) 試験装置は、試験中の水位の状態及び流入水量の多少によって電気試験器又は定流量タンクを用いるものとする。

- (4) パッカーを孔内に設置した後、試験に先立って完全止水を確認するため、漏水テストを行うものとする。
- (5) 地表面以上に水位を保つ方法による場合は、次の順序で行う。
- ①注水前、水位計で孔内水位を測定してこの水位をこの層のA地下水位とする。
 - ②注水を開始し孔への流入量を測定する。測定間隔は、試験開始後3時間は15分、次の3時間は30分、以後は1時間毎に行うものとする。
 - ③流入量が定常化した時は注水を中止し、減水状況を測定し減水しなくなったときの水位をB地下水位とする。
- なお、一般にはA及びBは等しくなるが、相違する場合もあるのですべて正確に記録しておくものとする。
- (6) 孔中のある位置に水位を保って試験を行う方法による場合は、前項(5)に準じた試験法とする。

3. 簡易揚水試験

- (1) 地下水位、地下水量(湧水)、透水係数を測定し、排水に伴う地下水位や影響圏を測定する。
- (2) 揚水試験区間は3mとし、試験区間以外は遮水して実施し、試験は3mごとに行う。
- (3) 水位を一定に保って(試験区間の上部1m程度とする。)、40分間揚水を継続する。終了後直ちに回復水位測定を行う。
- (4) 1分ごとに揚水量(L/min/3.0m)を測定し、それらの平均値を求める。
- (5) 回復水位測定は30分以上測定する。
測定間隔は最初の2分は30秒おき、10分までは1分おきとするが、10分以上は水位の回復速度により適宜決定する。
- (6) 使用機器は地下水が多量で試験区間が9~12m区間以浅についてはポンプ使用、それ以深及び地下水が少量の場合はベラーを使用することとする。
- (7) 地下水がない場合、あるいは揚水開始直後から水位回復がない場合、注入法により平均注入量から透水係数を求めることとする。
- (8) 孔内の水位上昇量と経過時間を片対数グラフにプロットし、ヤコブ等の方法により透水係数を算出する。

第515条 成果品

1. 成果品は、次の内容を含むものとする。
 - (1) 調査の目的及び内容(調査位置、深さ、調査方法、測定値)
 - (2) 試験結果(データなど)(試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1614に準拠して行うものとする。)
 - (3) 透水係数などの計算
 - (4) 総合考察

第6節 ルジオン試験

第516条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

第517条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1323に準拠して行うものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

第518条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係（p-q曲線）
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値（Lu）又は換算ルジオン値（Lu'）

第7節 速度検層

第519条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝搬するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

第520条 試験等

試験方法及び装置は、JGS1122に準拠して行うものとする。

第521条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

第8節 電気検層

第522条 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

第523条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1121に準拠して行うものとする。

2. マイクロ検層（電極間隔 $2.5\text{cm}\pm 5\text{mm}$ 及び $5\text{cm}\pm 5\text{mm}$ が標準）、自然電位検層（S P 検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

第524条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ
- (2) 掘削孔径、電気検層の種類及び電極間隔
- (3) 検層装置の仕様
- (4) 比抵抗曲線

第6章 解析等調査業務

第601条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査を除くものとする。

第602条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
3. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
4. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
5. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用

に関する一般的な比較検討)

(6) 設計・施工上の留意点の検討(特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討)

第603条 成果品

成果品は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第7章 軟弱地盤技術解析

第701条 目的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物(地下構造物、直接基礎含む)を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

第702条 業務内容

1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討(検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む)、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

3. 現況地盤解析

(1) 地盤破壊

設定された土質定数、荷重(地震時含む)等の条件に基づき、すべり計算(基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む)等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

(2) 地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む)を算定するものとする。

(3) 地盤圧密設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

(4) 地盤液状化広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL値を求め、液状化の判定を行うものとする。

4. 検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特性・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。

5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。

6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

7. 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

第703条 成果品

成果品は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。

第8章 物理探査

第1節 弾性波探査

第801条 目的及び適用範囲

1. 弾性波探査は、人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理性を把握すると同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査するのを目的とする。

第802条 業務内容

1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。

4. 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

- (1) 原則として測定間隔は5mあるいは10m、発破点間隔は20m～70m程度とし、往復観測を行う。

- (2) 隣接した2点以上の測点で欠測した場合は再測定を行うものとする。
- (3) 測線の両端および測線の交点には、4.5cm角程度の木杭をもって、その他の測点については幅4.5cm、厚さ0.9cmの木杭によって位置を明示する。

5. 観 測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

- (1) 測定結果は、測線配置図、走時曲線図及び解析断面図を作成し管理するものとする。
- (2) 発破点の間隔は、仕様書等によるが1つの受振器に少なくとも5回以上の地震波を受けるようにしなければならない。又、崖の上、大きな岩石の近傍、極端な地形の変化点等は避けなければならない。
- (3) 探査は、火薬の爆発等によって発生する弾性波を測定するものとし、測線位置、延長及び探査深度は、特記仕様書等による。
- (4) 探査に先立ち測線全線を踏査する等地質構造の概略を察知しておかななければならない。
- (5) 弾性波探査装置は、原則として24成分のものを使用するものとする。
- (6) 観測の前に計器の調整、ピックアップの固定、爆発符号の確認を行うものとする
- (7) 1つの展開が終わり次の展開に移る時には、測点を1点以上重複させるものとする。
- (8) 火薬、雷管等の取扱いに当たっては、特に関係諸法規を遵守して安全に万全を期さなければならない。
- (9) 爆発効果、ノイズの大小を考慮した火薬量を使用するものとする。
- (10) 爆発孔は、調査終了後完全に埋戻しておくものとする。
- (11) 作業期間中は常に測定記録を点検し、不良の場合は速やかに再測定を行わなければならない。

6. 解 析

観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。

7. 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第803条 目 的

電気探査（比抵抗二次元探査）は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

第804条 業務内容

1. 計画準備

第802条第1項に準じるものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

5. 観 測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

6. 解 析

- (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。
- (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。
- (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

7. 報告書作成

第802条第7項に準じるものとする。

用地調査等業務共通仕様書

目 次

第1章 総 則

第1条 趣旨等	1-4-1
第2条 用語の定義	1-4-1
第3条 基本的処理方針	1-4-2
第4条 用地調査等の区分	1-4-2
第5条 業務従事者	1-4-5

第2章 用地調査等の基本的処理方法

第1節 用地調査等の実施手続

第6条 施行上の義務及び心得	1-4-5
第7条 現地踏査	1-4-6
第8条 作業計画の策定	1-4-6
第9条 監督職員の指示等	1-4-6
第10条 支給材料等	1-4-6
第11条 立入り及び立会い	1-4-6
第12条 障害物の伐除	1-4-6
第13条 身分証明書の携帯	1-4-7
第14条 算定資料	1-4-7
第15条 監督職員への進捗状況の報告	1-4-7
第16条 成果品の一部提出等	1-4-7
第17条 成果品	1-4-7
第18条 検査	1-4-8
第19条 精度監理対象業務の対応	1-4-8

第2節 数量等の処理

第20条 建物等の計測	1-4-8
第21条 図面等に表示する数値及び面積計算	1-4-8
第22条 計算数値の取扱い	1-4-9
第23条 補償額算定調書に計上する数値	1-4-9
第24条 補償額等の端数処理	1-4-9

第3章 権利調査

第1節 調 査

第25条 権利調査	1-4-10
第26条 地図の転写	1-4-10

第27条	土地登記簿の調査	1-4-10
第28条	建物登記簿の調査	1-4-11
第29条	権利者の確認調査	1-4-11
第30条	墓地管理者等の調査	1-4-11
第2節 調査書等の作成		
第31条	転写連続地図の作成	1-4-12
第32条	調査書の作成	1-4-12
第4章 用地測量		
第1節 境界確認		
第33条	公共用地境界の打合せ	1-4-13
第34条	資料の作成及び立会い	1-4-13
第35条	境界確定後の図面の作成	1-4-13
第36条	立会い準備	1-4-13
第37条	境界立会いの画地及び範囲	1-4-13
第38条	境界立会い	1-4-14
第2節 境界測量		
第39条	用地測量の基準点	1-4-14
第40条	境界測量	1-4-15
第41条	補助基準点の設置	1-4-16
第42条	用地境界仮杭の設置	1-4-16
第43条	境界点間測量	1-4-17
第3節 面積計算の範囲		
第44条	面積計算の範囲	1-4-17
第4節 用地実測図等の作成		
第45条	用地実測図等の作成	1-4-17
第5章 土地評価		
第46条	土地評価	1-4-18
第47条	土地評価の基準	1-4-18
第48条	現地踏査及び資料作成	1-4-18
第49条	標準地の選定及び標準地調査書の作成	1-4-19
第50条	標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	1-4-20
第51条	残地等に関する損失の補償額の算定	1-4-20
第6章 建物等の調査		
第1節 調査		
第52条	建物等の調査	1-4-20

第53条	建物等の配置等	1-4-20
第54条	法令適合性の調査	1-4-20
第55条	木造建物	1-4-20
第56条	木造特殊建物	1-4-21
第57条	非木造建物	1-4-21
第58条	機械設備	1-4-21
第59条	生産設備	1-4-21
第60条	附帯工作物	1-4-21
第61条	庭園	1-4-21
第62条	墳墓	1-4-22
第63条	立竹木	1-4-22
第2節 調査書等の作成		
第64条	建物等の配置図の作成	1-4-23
第65条	法令に基づく施設改善	1-4-24
第66条	木造建物	1-4-24
第67条	木造特殊建物	1-4-25
第68条	非木造建物	1-4-25
第69条	機械設備	1-4-25
第70条	生産設備	1-4-25
第71条	附帯工作物	1-4-25
第72条	庭園	1-4-25
第73条	墳墓	1-4-25
第74条	立竹木	1-4-26
第3節 算定		
第75条	移転先の検討	1-4-26
第76条	法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	1-4-26
第77条	木造建物	1-4-26
第78条	木造特殊建物	1-4-27
第79条	非木造建物	1-4-27
第80条	照応建物の詳細設計	1-4-27
第81条	機械設備	1-4-27
第82条	生産設備	1-4-27
第83条	附帯工作物	1-4-27
第84条	庭園	1-4-27
第85条	墳墓	1-4-27

第86条 立竹木	1-4-28
第7章 営業その他の調査	
第1節 調査	
第87条 営業その他の調査	1-4-28
第88条 営業に関する調査	1-4-28
第89条 居住者等に関する調査	1-4-29
第90条 動産に関する調査	1-4-29
第2節 調査書の作成	
第91条 調査書の作成	1-4-29
第3節 算定	
第92条 補償額の算定	1-4-30
第8章 消費税等調査	
第93条 消費税に関する調査等	1-4-30
第94条 調査	1-4-30
第95条 補償の要否の判定等	1-4-31
第9章 予備調査	
第1節 調査	
第96条 予備調査	1-4-31
第97条 企業内容等の調査	1-4-31
第98条 敷地使用実態の調査	1-4-32
第99条 建物調査	1-4-32
第100条 機械設備等調査	1-4-32
第2節 調査書等の作成	
第101条 企業概要書	1-4-32
第102条 配置図	1-4-32
第103条 建物、機械設備等の図面作成	1-4-33
第104条 移転計画案の作成	1-4-33
第3節 算定	
第105条 補償概算額の算定	1-4-33
第10章 移転工法案の検討	
第1節 調査	
第106条 移転工法案の検討	1-4-34
第107条 企業内容等の調査	1-4-34
第108条 敷地使用実態の調査	1-4-34
第2節 調査書等の作成	
第109条 企業概要書	1-4-35

第110条	移転工法案の作成	1-4-35
第111条	補償額の比較	1-4-35
第11章 再算定業務		
第112条	再算定業務	1-4-35
第113条	再算定の方法	1-4-36
第12章 補償説明		
第114条	補償説明	1-4-36
第115条	概況ヒアリング	1-4-36
第116条	現地踏査等	1-4-36
第117条	説明資料の作成	1-4-36
第118条	権利者に対する説明	1-4-36
第119条	記録簿の作成	1-4-37
第120条	説明後の措置	1-4-37
第13章 事業認定申請図書等の作成		
第121条	事業認定申請図書等の作成	1-4-37
第122条	事業認定申請図書の作成	1-4-37
第123条	事業計画の説明	1-4-37
第124条	現地踏査	1-4-37
第125条	起業地の範囲の検討	1-4-37
第126条	事業認定申請図書の作成方法	1-4-38
第127条	事前相談用資料の作成方法	1-4-38
第128条	事前相談用資料の提出	1-4-38
第129条	本申請図書の作成	1-4-38
第130条	裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出	1-4-38
第131条	裁決申請図書の作成	1-4-38
第132条	現地踏査	1-4-38
第133条	裁決申請図書の作成方法	1-4-38
第134条	明渡申立図書の作成	1-4-38
第135条	現地踏査	1-4-38
第136条	明渡申立図書の作成方法	1-4-38
第14章 写真台帳の作成		
第137条	写真台帳の作成	1-4-39
第15章 土地調書及び物件調書の作成等		
第138条	土地調書等の作成	1-4-39
第16章 検 証		
第139条	検 証	1-4-39

第17章 その他

第140条 書類提出等	1-4-40
-------------------	--------

第18章 農業農村整備

第1節 総則

第141条 趣旨等	1-4-41
第142条 用語の定義	1-4-41
第143条 基本的処理方針	1-4-41
第144条 用地調査等の区分	1-4-41
第145条 業務従事者	1-4-41

第2節 用地調査等の基本的処理方法

第146条 用地調査等の基本的処理方法	1-4-42
---------------------------	--------

第3節 権利調査

1. 調査

第147条 調査	1-4-42
----------------	--------

2. 調査書等の作成

第148条 調査書等の作成	1-4-42
---------------------	--------

3. 登記資料収集整理等

第149条 登記資料収集整理	1-4-42
第150条 地積測量図等の作成	1-4-42
第151条 協議	1-4-42
第152条 責務	1-4-42

第4節 用地測量

第153条 用地測量	1-4-42
------------------	--------

第5節 土地評価

第154条 土地評価	1-4-42
------------------	--------

第6節 建物等の調査

1. 調査

第155条 建物等の調査	1-4-43
--------------------	--------

2. 調査書等の作成

第156条 調査書等の作成	1-4-43
---------------------	--------

3. 算定

第157条 算定	1-4-43
----------------	--------

第7節 営業その他の調査

第158条 営業その他の調査	1-4-43
----------------------	--------

第8節 消費税等調査

第159条 消費税等調査	1-4-43
--------------------	--------

第9節 予備調査

1. 調査

第160条 調査	1-4-43
----------	--------

2. 調査書等の作成

第161条 調査書等の作成	1-4-43
---------------	--------

3. 算定

第162条 補償概算額の算定	1-4-43
----------------	--------

第10節 移転工法案の検討

1. 調査

第163条 調査	1-4-43
----------	--------

2. 調査書等の作成

第164条 調査書等の作成	1-4-44
---------------	--------

第11節 再算定業務

第165条 再算定業務	1-4-44
-------------	--------

第12節 補償説明

第166条 補償説明	1-4-44
------------	--------

第13節 事業認定申請図面等の作成

第167条 事業認定申請図書等の作成	1-4-44
--------------------	--------

第14節 環境調査

第168条 環境調査	1-4-44
------------	--------

第169条 調査の方法	1-4-44
-------------	--------

第15節 保安林解除等申請図書の作成

第170条 保安林解除等申請図書の作成	1-4-44
---------------------	--------

第171条 事業計画の説明	1-4-45
---------------	--------

第172条 現地踏査	1-4-45
------------	--------

第173条 保安林解除等申請図書の作成方法	1-4-45
-----------------------	--------

第16節 写真台帳の作成

第174条 写真台帳の作成	1-4-45
---------------	--------

第17節 土地調書及び物件調書の作成等

第175条 土地調書等の作成	1-4-45
----------------	--------

第18節 検証

第176条 検証	1-4-45
----------	--------

第19節 その他

第177条 書類提出等	1-4-45
-------------	--------

(1-4-46～1-4-48欠番)

1. 様式	1-4-49
2. 別記1 木造建物〔I〕調査積算要領	1-4-109
3. 別記2 非木造建物〔I〕調査積算要領	1-4-147
4. 別記3 提出書類一覧表	1-4-221
5. 別記4 成果品一覧表	1-4-223
6. 別記5 登記嘱託に必要な図面の作成上の注意事項	1-4-233
7. 別記6 事業認定申請図書等作成業務実施要領	1-4-265
8. 別記7 環境調査要領	1-4-273
9. 別記8 保安林解除申請図書等作成要領	1-4-277
10. 地積測量図作成業務特記仕様書	1-4-293
11. 調査測量に関する立会謝金等支給特記仕様書	1-4-295
12. 用地調査等業務特記仕様書	1-4-301
13. 別記9 機械設備調査算定要領	1-4-305
14. 別記10 附帯工作物調査算定要領	1-4-345

用地調査等業務共通仕様書

第1章 総 則

(趣旨等)

第1条 この仕様書は、島根県が土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「監督職員」とは、受注者への指示、協議又は受注者からの報告を受ける等の職務を行う者で、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第8条第1項により、発注者が受注者に通知した者をいう。
- 四 「検査職員」とは、契約書第30条第2項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 五 「主任技術者」とは、この用地調査等の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは用地調査等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、契約書第9条第1項により、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 六 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 七 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。
- 八 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。

- 九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。
- 十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- 十一 「基準」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準（平成19年3月30日訓用第663号）をいう。
- 十二 「運用方針」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（平成19年3月30日用第663号農林水産部長・土木部長通知）をいう。
- 十三 「取扱」とは、島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準及び同運用方針の取扱について（平成19年3月30日用第663号農林水産部長・土木部長通知）をいう。
- 十四 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び運用方針への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等を実施する場合において、この仕様書、基準、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（用地調査等の区分）

第4条 この仕様書によって履行する用地調査等は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 用地測量は、島根県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。
- 二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分し、表1により判断するものとする。

表1 建物区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物 〔 Ⅰ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木 造 建 物 〔 Ⅱ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木 造 建 物 〔 Ⅲ 〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツー

	バイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

三 工作物は、機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分し、表2により判断するものとする。

表2 工作物区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
機 械 設 備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい。建築設備以外の動力設備

	(変電設備を含む。)、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池、沈澱池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	表1の建物(注に掲げる設備、工作物を含む。)及び表2の他の区分に属するものの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、囲障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等
庭園	立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的景観が形成されているものをいう。
墳墓	墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。

四 立竹木は、庭木等、用材林立木、雑木、収穫樹、竹林及びその他の立木に区分し、表3により判断するものとする。

表3 立竹木区分の判断基準

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの(自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次により区分する。

	<p>A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D その他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>
用材林立木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林立木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植林畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者)

第5条 受注者は、主任技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

第2章 用地調査等の基本的処理方法

第1節 用地調査等の実施手続

(施行上の義務及び心得)

- 第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
 - 二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
 - 三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
 - 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報

告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第8条 受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとする。

(支給材料等)

第10条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

3 支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書（様式第3号）及び支給材料返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第11条 受注者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監

督職員に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第5号）を監督職員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

第13条 受注者は、発注者から用地調査等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

- 2 用地調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第14条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定にあたっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督職員への進捗状況の報告）

第15条 受注者は、用地調査等業務日報（様式第6号）を作成して監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

（成果品の一部提出等）

第16条 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 受注者は、前項で提出した成果品について監督職員が審査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督職員の指示により第17条に定める成果品の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

（成果品）

第17条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。

- 一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
 - 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
 - 三 目次及び頁を付す。
 - 四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。
- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。
 - 3 提出する成果品は、別記4 成果品一覧表に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品とし、部数は、正副各1部とする。

4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第39条に定めるかし担保の期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第18条 受注者は、検査職員が用地調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(精度監理対象業務の対応)

第19条 受注者は、第16条第3項で仮提出した成果品の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果品の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

第2節 数量等の処理

(建物等の計測)

第20条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

二 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第21条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別的小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第22条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(補償額算定調書に計上する数値)

第23条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第20条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第21条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

(補償額等の端数処理)

第24条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

- 二 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。
- 三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価(現在価格等)は、100円未満切り捨てとする。
- 四 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

(権利調査)

第25条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

(地図の転写)

第26条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

(土地の登記記録の調査)

第27条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第28条 建物の登記記録の調査は、第26条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第29条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
 - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
 - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
 - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
 - 三 法人が破産法（大正11年法律第71号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第30条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

- 一 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査
墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。
この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を

調査する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (5) 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- (6) 永代使用料（入壇志納金）に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

二 墓地使用（祭祀）者の調査

- (1) 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。
- (2) それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。

三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査

前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。

- (1) 法名（戒名）
- (2) 俗名、性別及び享年
- (3) 死亡年月日
- (4) 火葬、土葬の区分
- (5) 墓地使用者単位の霊数
- (6) その他必要と認める事項

第2節 調査書等の作成

（転写連続地図の作成）

第31条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第27条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第32条 第27条から第30条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第7号の1）、

土地調査表（様式第7号の2）、建物の登記記録調査表（様式第8号の1、第8号の2）、権利者調査表（様式第9号の1、第9号の2）、墓地管理者調査表（様式第10号の1）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第10号の2）に所定の事項を記載するものとする。

2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

（公共用地境界の打合せ）

第33条 受注者は、測量区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

（資料の作成及び立会い）

第34条 受注者は、前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。

2 受注者は、部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助しなければならない。

3 受注者は、前条の打合せの結果、第31条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行わなければならない。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第38条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

（境界確定後の図書の作成）

第35条 受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行わなければならない。

（立会い準備）

第36条 受注者は、測量区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で第37条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第27条、第28条、第29条及び第30条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 受注者は、前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

（境界立会いの画地及び範囲）

第37条 受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

一 1筆を範囲とする画地

- 二 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- 三 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。
- 四 一画地にあつて、土地に付属するあぜ、みぞ、その他にこれらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

(境界立会い)

第38条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
 - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - 三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
 - 四 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。
- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から**土地境界確認書（様式第11号）**に確認のための署名押印を求めなければならない。
- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
 - 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第39条 受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図，測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。

- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置，座標値の設定

方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

(境界測量)

第40条 各境界点の測量を行うときは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。

2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮しトータルステーション（データコレクタを含む。）、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）又はRTK-GPS法若しくはネットワーク型RTK-GPS法によることができるものとする。

一 TS等による観測は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	————	————	5mm

二 RTK-GPS法又はネットワーク型RTK-GPS法による場合は、次表を標準とする。

ただし、セット間較差は、基線ベクトル成分X、Yの比較によることができる。

使用衛星数	観測回数	データ取得 間隔	セット間較差 の許容範囲		摘要
			$\angle N$	20mm	
5衛星以上	FIX解を得てから 10エポック（連続） 以上を2セット	1秒	$\angle E$	20mm	

三 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。

4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

- 5 第1項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 6 各境界点等は、連番を付するものとする。

(補助基準点の設置)

第41条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

- 2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とするものとする。

区 分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法		2対回(0° , 90°)	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60″	60″	5mm
	観測差	40″		

(用地境界仮杭の設置)

第42条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきTS等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
 - 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径15mm）等のものとする。
 - 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。
- 2 用地境界杭の観測は、第40条第2項の規定を準用するものとする。
 - 3 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させううえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第43条 請負者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をTS等を用いて測定し精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分 距離	平地	山地	摘要
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第44条 面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成)

第45条 請負者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。

(1) 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線

(2) 面積計算表

- (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
 - (4) 境界辺長
 - (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
 - (6) 用地の三斜及び数字
 - (7) 借地境界並びに借地の三斜及び数字
 - (8) 用地取得線
 - (9) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名押印
 - (10) 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
 - (11) 中心杭及び幅杭点の位置
 - (12) 現況地目
 - (13) 道路名、水路名
 - (14) 建物及び工作物
 - (15) 画地及び残地の面積
 - (16) その他
- 二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を墨トレースをする。

第5章 土地評価

(土地評価)

第46条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第47条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き土地評価事務処理要領（平成2年2月27日管発第718号（以下「取扱要領」という。））に基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第48条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項（1）に規定する標準地及び用途的地

域の名称

- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別、幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）
又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第49条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第50条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第47条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価格は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第51条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第53条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第52条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第53条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第54条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。

この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第55条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記1木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第2（第15関係）各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

（木造特殊建物）

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

（非木造建物）

第57条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記2非木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

（機械設備）

第58条 機械設備の調査は、別記9機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

（生産設備）

第59条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

（附帯工作物）

第60条 附帯工作物の調査は、別記10附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

（庭園）

第61条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行う

ことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第62条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(立竹木)

第63条 立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木、その他）の調査
 - (1) 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。
 - (2) 立木については、樹種名、幹周、胸高直径、葉張、樹高、管理の程度（表4の判断基準による区分）等を調査する。

表4 管理程度の判断基準

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

- (3) 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。
- (4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

二 用材林立木の調査

- (1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、管理の程度等を調査する。
- (2) 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。
 - ① 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。
 - ② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令(又は植林年次)を調査する。なお、①で定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。

三 雑木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

四 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、樹齢(又は植付年次)、管理の程度等を調査する。

樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第60条の例により調査する。

五 竹林の調査

- (1) 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。
- (2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものにあつては、その管理の状況等を調査する。

六 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

- 七 権利者の画地ごとの代表的な立竹木(標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの)の写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第64条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- 一 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成する。
- 二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100分の1又は200分の1

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50分の1又は100分の1

三 用紙は、日本工業規格A3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A2判によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

(1) 敷地面積

(2) 用途地域

(3) 建ぺい率

(4) 容積率

(5) 建築年月

(6) 構造概要

(7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）

(8) 建物延べ床面積

（法令に基づく施設改善）

第65条 第54条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時には法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

一 法令名及び条項

二 改善内容

（木造建物）

第66条 木造建物の図面及び調査書は、第55条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

一 基礎伏図（縮尺100分の1）

二 床伏図（縮尺100分の1）

三 軸組図（縮尺100分の1）

四 小屋伏図（縮尺100分の1）

（木造特殊建物）

第67条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

一 基礎伏図（縮尺100分の1）

二 床伏図（縮尺100分の1）

三 軸組図（縮尺100分の1）

四 小屋伏図（縮尺100分の1）

五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）

六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。

二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第68条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第57条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第57条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第69条 機械設備の図面及び調査書は、第58条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

（附帯工作物）

第71条 附帯工作物の調査書及び図面は、第60条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

（庭園）

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

（墳墓）

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、次の各号により作成するものとする。
 - 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
 - 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
 - 三 土地の取得等の予定線を記入する。
- 3 調査書は、墳墓調査表（様式第13号）、工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

（立竹木）

第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
 - 一 標準地の位置、面積
 - 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積
- 3 調査書は、立竹木調査表（様式第14号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

第3節 算 定

（移転先の検討）

第75条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第4項までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

- 2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
- 3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。
- 4 前3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、取扱第2（運用方針第15関係）第6項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（木造特殊建物）

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（非木造建物）

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

（照応建物の詳細設計）

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）

（機械設備）

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

（附帯工作物）

第83条 附帯工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

（墳墓）

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木)

第86条 立竹木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第87条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第88条 法人が営業主である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

(4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

① 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

② 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要となるもの

2 個人が営業主である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。

一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

(居住者等に関する調査)

第89条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 氏名、住所（建物番号、室番号）

二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）

三 住居の占有面積及び使用の状況

四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

五 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

(動産に関する調査)

第90条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）

二 動産の所在地

三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。

四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量

五 その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第91条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）
- 二 居住者調査表（様式第17号の1、第17号の2）
- 三 動産調査表（様式第18号）

第3節 算 定

（補償額の算定）

第92条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

第8章 消費税等調査

（消費税等に関する調査等）

第93条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

（調査）

第94条 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度不適用届出書

- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第95条 消費税等に関する調査書は、第94条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日建設経済局調整課長通知）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第19号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調 査

(予備調査)

第96条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第97条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）

七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）

八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第98条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状

二 用途地域等の公法上の規制

三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）

四 敷地内の使用状況等

(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等

(2) 駐車場の位置及び収容可能台数

(3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量

(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

（建物調査）

第99条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第55条から第57条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるように行うものとする。

（機械設備等調査）

第100条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第101条 企業内容等の調査書は、第97条の調査結果を基に企業概要書（様式第20号の1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第102条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第98条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

（建物、機械設備等の図面作成）

第103条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第104条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第97条から第100条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第3項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3）

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は第103条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第15号の3）

第3節 算 定

（補償概算額の算定）

第105条 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第101条、第102条、第103条及び第104条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討)

第106条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第107条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第101条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第108条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第98条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第109条 企業内容等の調査書は、第107条の調査結果を基に企業概要書(様式第20号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第110条 工場等の移転工法案は、第53条から第61条まで、第63条、第107条及び第108条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第2(運用方針第15関係)第1項から第3項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第20号の2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第20号の3)

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第15号の1、第15号の2)
- 二 面積比較表(様式第15号の4)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第15号の3)

(補償額の比較)

第111条 前条の移転工法案を作成したときは、取扱第2(運用方針第15関係)第4項に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第112条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第113条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。
この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

第12章 補償説明

(補償説明)

第114条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第115 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第116条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第117条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第118条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第119条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第120条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

第13章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第121条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第122条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第123条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第124条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第125条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第126条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、別記6の事業認定申請図書等作成業務実施要領及び監督職員の指示により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第127条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第128条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第129条 事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第130条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

(裁決申請図書の作成)

第131条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第132条 裁決申請申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第133条 裁決申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第134条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第135条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第136条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従う

ほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

第14章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第137条 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第90条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第15章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第138条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果品により、土地調書（様式第22号）及び物件調書（様式第23号）を作成するものとする。

第16章 検 証

(検 証)

第139条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が、受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わな

なければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

第17章 その他

(提出書類等)

第140条 用地調査等を実施するにあたり、受注者又は発注者が相手方に提出する書類は、第2章から第15章に定めるもののほか、別記3に定めるものとする。

第 18 章 農業農村整備

第 1 節 総則

(趣旨等)

第141条 本章は農業農村整備事業の用に供する土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び移転補償額等の算定並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第142条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」は第1章第2条第1号によるものとする。
- 二 「権利者」は第1章第2条第2号によるものとする。
- 三 「監督職員」は第1章第2条第3号によるものとする。
- 四 「検査職員」は第1章第2条第4号によるものとする。
- 五 「主任技術者」は第1章第2条第5号によるものとする。
- 六 「指示」は第1章第2条第6号によるものとする。
- 七 「協議」は第1章第2条第7号によるものとする。
- 八 「報告」は第1章第2条第8号によるものとする。
- 九 「調査」は第1章第2条第9号によるものとする。
- 十 「調査書等の作成」は第1章第2条第10号によるものとする。
- 十一 「基準」は第1章第2条第11号によるものとする。
- 十二 「運用方針」は、第1章第2条第12号によるものとする。
- 十三 「取扱」は第1章第2条第13号によるものとする。
- 十四 「精度監理」は第1章第2条第14号によるものとする。

(基本的処理方針)

第143条 基本的処理方針は第1章第3条によるものとする。

(用地調査等の区分)

第144条 用地調査等の区分は第1章第4条によるものとする。

(業務従事者)

第145条 業務従事者は第1章第5条によるものとする。

第2節 用地調査等の基本的処理方法

(用地調査等の基本的処理方法)

第146条 用地調査等の基本的処理方法は第2章第6条～第24条によるものとする。

第3節 権利調査

1. 調査

(調査)

第147条 調査は第3章第25条～第30条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第148条 調査書等の作成は第3章第31条～第32条によるものとする。

3. 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

第149条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

(地積測量図等の作成)

第150条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等を必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

(協議)

第151条 受注者は、本章第149条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

(責務)

第152条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所等に対し嘱託書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

第4節 用地測量

(用地測量)

第153条 用地測量は第4章第33条～第45条によるものとする。

第5節 土地評価

(土地評価)

第154条 土地評価は第5章第46条～第51条によるものとする。

第6節 建物等の調査

1. 調査

(建物等の調査)

第155条 建物等の調査は第6章第52条～第63条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第156条 調査書等の作成は第6章第64条～第74条によるものとする。

3. 算定

(算定)

第157条 算定は第6章第75条～第86条によるものとする。

第7節 営業その他の調査

(営業その他の調査)

第158条 営業その他の調査は第7章第87条～第92条によるものとする。

第8節 消費税等調査

(消費税等調査)

第159条 消費税等調査等は第8章第93条～第95条によるものとする。

第9節 予備調査

1. 調査

(調査)

第160条 調査は第9章第96条～第100条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第161条 調査書等の作成は第9章第101条～第104条によるものとする。

3. 算定

(補償概算額の算定)

第162条 補償概算額の算定は第9章第105条によるものとする。

第10節 移転工法案の検討

1. 調査

(調査)

第163条 調査は第10章第106条～第108条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第164条 調査書等の作成は第10章第109条～第111条によるものとする。

第11節 再算定業務

(再算定業務)

第165条 再算定業務は第11章第112条～第113条によるものとする。

第12節 補償説明

(補償説明)

第166条 補償説明は第12章第114条～第120条によるものとする。

第13節 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第167条 事業認定申請図書等の作成は第13章第121条～第136条によるものとする。

第14節 環境調査

(環境調査)

第168条 環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

(調査の方法)

第169条 前条の調査は、別記7の環境調査要領及び監督職員に指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- (1) 騒音測定結果一覧表 (様式第33号)
- (2) 振動測定結果一覧表 (様式第34号)
- (3) 井戸調査表 (様式第35号)

第15節 保安林解除等申請図書の作成

(保安林解除等申請図書の作成)

第170条 保安解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。

2 保安林解除申請図書作成とは、森林法(昭和26年法律第249号)第27条及び同法施行規則第15条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第2416号)第7条及び同法施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成するこ

とをいう。

(事業計画の説明)

第171条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第172条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地調査を行うものとする。

(保安林解除等申請図書の作成方法)

第173条 保安解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第15条並びに国有林野の管理運営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条の定めるところに従うほか、別記8の保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。

第16節 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第174条 写真台帳の作成は第14章第137条によるものとする。

第17節 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第175条 土地調書等の作成は第15章第138条によるものとする。

第18節 検 証

(検 証)

第176条 検証は第16章第139条によるものとする。

第19節 その他

(提出書類等)

第177条 提出書類等は第17章第140条によるものとする。

支給材料引渡通知書

年 月 日

殿

住所

氏名

㊟

下記のとおり支給材料を引渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(日本工業規格A4)

支 給 材 料 受 領 書

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名
主任技術者

ⓐ

ⓑ

下記のとおり支給材料を受領しました。

業 務 名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	
						月 日から 月 日までの今回受領分

(日本工業規格 A 4)

支 給 材 料 精 算 書

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名 ⑩
主任技術者 ⑩

下記のとおり支給材料を精算します。

業 務 名			契 約 年 月 日			年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支 給 数 量	使 用 数 量	残 数 量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ない ことを証明する。 年 月 日 (官職氏名) ⑩					物 品 管 理 簿 登 記
						年 月 日

(日本工業規格 A 4)

支 給 材 料 返 納 書

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名 ⑩
主任技術者 ⑩

下記のとおり支給材料の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(日本工業規格 A 4)

年 月 日

殿

受注者 住 所
氏 名 ⑩
主任技術者 ⑩

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ⑩のため、障害物を伐除したの
で用地調査等共通仕様書第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

(注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。

(日本工業規格 A 4)

用地調査等業務日報

期 日	年 月 日		
施 行 期 間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
業 務 の 名 称			
調 査 等 の 箇 所			
業務及びその内容			
その他必要事項			
主任監督員	監督員	主任技術者	担当者

(日本工業規格 A 4)

様式第7号の1

土地の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	表 題 部				権 利 部			備 考
					甲 区		乙 区	
	所 在	地 番	地目	地 積 m ²	所有者	住 所	有 無	

（日本工業規格 A 4）

土 地 調 査 表

整理 番号	
----------	--

登記事項証明書				分 割 の 部	用 地		土地の登記記録 調査	調 査 年 月 日	調 査 者		
表 題 部			権 利 部 甲 区 欄		符 号	地 積	法人登記簿又は 商業登記簿調査				
所 在 地	都 府 県 郡 市						戸籍簿等調査				
	町 大字 字						現 況 調 査				
地 番		地 目				残 地		課 税 評 価 格			
地 積					符 号	地 積	所有権以外の権利又は仮登記等の調査				
所 有 者											
備考					現 況 調 査	地 目					地 積
戸登業 籍記登 簿簿記 等又簿 法は調 人商査					その他土地等の評価に必要な資料の調査						

(日本工業規格A4)

建物の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	所在地番	表 題 部					権 利 部		備 考
		家 番	屋 号	種 類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	甲 区 所 有 者	

（日本工業規格 A 4）

建物の登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所在				家屋番号	
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部甲区欄（所有権）					
登記 名義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権利部乙区欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記、予告登記の内容					

（日本工業規格A4）

権利者調査表（土地）

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

(日本工業規格 A 4)

権利者調査表（建物）

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
破産管財人等	氏名				
	住所				

（日本工業規格A4）

墓 地 管 理 者 調 査 表

調査年月日		調査者		整理番号	
墓地所在地					
所 有 者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
者	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
管 理 者	墓地管理者の氏名又は名称	墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料（入檀家志納金）に関する事項					
	墓地使用（祭祀）者の氏名	墓地使用（祭祀）者の氏名			
【 備 考 】					

(日本工業規格A4)

様式第10号の2

墓地使用（祭祀）者調査表

		調査年月日		調査者		整理番号	
墓地の所在地							
墓地使用（祭祀）者の氏名		墓地使用（祭祀）者の住所					
受任者又は承継人の氏名		受任者又は承継人の住所			原因		
墓地使用（祭祀）者単位の霊数							
番号	法名（戒名）	俗名	性別	享年	死亡年月日	火葬、土葬の区分	

(日本工業規格A4)

年 月 日

殿

土地所有者
 住 所
 氏 名 ⑩
 関 係 人
 住 所
 氏 名 ⑩
 住 所
 氏 名 ⑩
 ”
 ”

土地境界確認書

起業 工事用地の測量のため下記記載
 の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町
 区 村
 県 郡

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(日本工業規格 A 4)

(注) 用地実測図の該当地番部分を任意の大きさに複写し綴じ合わせ、関連する権利者全員から
 割印を求めること。押印を求める印鑑は原則として実印とする。

工 作 物 調 査 表

		調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
工作物の所在地	島根県		郡		町		大字
			市		村		
工作物の所有者	住所		氏名及び生年月日 又は名称		法人を代表する者の住所及び氏名		
土地所有者	住所		氏名及び生年月日 又は名称		法人を代表する者の住所及び氏名		
建物所有者	住所		氏名及び生年月日 又は名称		法人を代表する者の住所及び氏名		
摘 要							
字	地 番	番 号	種 類	規 模 (形状・寸法)	単 位	数 量	摘 要

(日本工業規格 A 4)

立竹木調査表

			調査者				調査年月日				整理番号										
立竹木の所在地		島根県												郡 町				市 村 大字			
字		地番				地目				所有者の住所及び氏名又は名称											
摘要																					
番号	分類	種類及び品種	幹周又は胸高直径、根廻り、株廻り	樹齡	樹高	枝幅	単位面積当たりの植林の本数又は栽培の本数	收穫量	管理状況	移植の適否	本数株数又は面積	単位	摘要								

計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者			
所在地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容積率		その他	
建物所有者				家族人員		占有者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途	
(1)		，	，	，	，		
(2)		，	，	，	，		
(3)		，	，	，	，		
(4)		，	，	，	，		
計		，	，	，	，		
敷地面積(A)	，	事業用地率 (B) / (A)	，		特記事項		
事業用地 面積(B)	，	残地建築 可能面積	，				
残地又は建築 可能面積(C)	，	建築可能 延べ面積	，				
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額	収 益	円			
従 業 員 数			給 料	円			
一 か 月 の			固 定 経 費	円			
売 上			計	円			
検討結果							

(日本工業規格A4)

計 画 概 要 表

所在地				敷地面積等の確認	・ m ² 1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他 ()	特記事項		
建物所有者						用途に係る機能の		
土地所有者								
道		計画道路等						
路	敷地に接面する道路	郡 ・ 区 ・ 私 ・ m		敷地面積等の確認	()	用途に係る機能の		
		4 2 条 2 項 年 月 日 道 路 (第 号) 道路後退距離 m						
建 築 基 準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域			構造に係る基礎の			
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業						
		工業専用・特別用途地区 () 無指定						
		高度地区 () 種・美観地区・風致地区第 () 種						
	防火指定	防火・準防火・無指定			設備に係るもの			
	22条・23条指定地域	防火しなければならない範囲						
	建ぺい率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %						
	角地適用	有 ・ 無 (条件)						
	容積率	() % 敷地に二以上の地域・地区のある場合 () %						
	絶対高	有 ・ 無 () m						
建築協定	有 ・ 無 ()							
壁面後退	有 ・ 無 ()							
斜線				その他				
北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)								

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。

(日本工業規格A4)

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (・)	建ぺい率 (%)	・ %	・ %	・ %
	容積率 (%)	・ %	・ %	・ %
	建物(計画)延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²
	面積増減率	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット=(M) デメリット=(D)	(M)			
	(D)			
総 合 判 断				
判 定				

(日本工業規格A4)

様式第 1 5 号の 4

面 積 比 較 表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1 階 床 面 積													
2 階 床 面 積													
3 階 床 面 積													
4 階 床 面 積													
建物 延 べ 面 積													
面 積 増 減 率			①			%			%			%	

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名							
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	☎ ()						
営業種目			開業年月日		資本金						
所属 (組合・団体)名			従業員数		売場面積等						
移転対象地	営業所名		所在地								
	営業種目		製品 許認可等		従業員数						
本支店の 関連度 (組織図)											
所得 申告 額	資料 出所先	年別	年	年	年	主な 販 売 製 造 品 目	主な 販売 製品目	主な 仕入れ先	主な 販売先	売上構成	
	税務署	円	円	円	品目					構成比 (%)	
	税務事務所										
	市町村				(軒)					(軒)	
所得 額の 計算	項目	年別	年	年	年	摘 要					
	総売上高		円	円	円						
	期末棚卸高										
	当期製造原価										
	当期仕入額										
	期首棚卸高										
	売買差益										
	営業費										
差引所得額											
売上 高の 概略 調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)					平均在庫高 (円) 年平均回転率 (%)					
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)					1人1か月 (又は1日) 平均売上高 (円)					
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)					1か月平均 (m ²) 当たり売上高 (円)					
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)					1か月 (又は1日) 平均客数 (人) 料金等 (円)					

(日本工業規格A4)

営業調査総括表(2)

販売方法等	販売方法	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
		外交			売掛			地方	
		通信			月賦			輸出	
		その他			その他			その他	
得意先の状況		売上に占める地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動	売上の多い時期(月~ 月) 売上の少ない時期(月~ 月)			
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細				
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要			
	給料・手当	円		公租公課	円				
	荷造・運賃			基本料金					
	消耗品費			減価償却費					
	水道光熱費			維持管理費					
	宣伝広告費			法定福利費					
	通信・交通費			宣伝広告費					
	接待交際費			諸組合費					
	福利厚生費								
	修繕費								
	公租公課								
その他			その他						
計			計						
営業用資産	固定資産				流動資産				
	現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額		
	円		円		円		円		
主な取引金融総額									
労働協約等の内容	労働協約 あり・なし								
	就業規則 あり・なし								
	雇用契約 あり・なし								
	その他								
立地条件等	立地条件								
	地域的特性								
	その他								
その他									

(日本工業規格A4)

従 業 員 調 査 表

従 業 員 氏 名	性 別	年 令	職 種	1 箇 月 の 平 均 賃 金	備 考

(日本工業規格A4)

様式第 1 6 号の 4

仕 入 先 調 査 表

仕 入 先 名 称	所 在	品 名	金 額

(日本工業規格 A 4)

木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領

第1章 総 則

（適用範囲）

第1 本要領は、用地調査等業務共通仕様書第4条第二号に掲げる木造建物〔Ⅰ〕に該当する建物の推定再建築費の調査積算に適用するものとする。ただし、当該建物の構造、形状、材種等から判断して、本要領を適用することが妥当でないと認めるときは、当該建物の調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として行うものとする。

第2章 調 査

（所在地等の調査）

第2 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の各項目について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造、用途

（調査の方法）

第3 建物調査は、建物平面等のほか第6から第18までに定める建物の部位ごとに区分して行うものとする。

2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。

（平面の調査）

第4 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称
- 二 柱及び壁の位置
- 三 床の間及び押入れ等の位置
- 四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置
- 五 その他必要な事項

2 建物の各室の平面の寸法は、柱の中心間の長さによるものとする。

(仮設の調査)

第5 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内の出窓の面数は除く。）
- 二 シート張りの要否
都市計画法の指定区域、周辺の状況等

(基礎の調査)

第6 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 基礎の種類
- 二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さ。以下同じ。）
- 三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法
- 四 べた基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法
- 五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量
- 六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法
- 七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項
- 八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）
- 九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法
- 十 仕上げ
- 十一 その他必要な事項

(軸部の調査)

第7 軸部に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 柱 径
最も多く使用されている柱とする。
- 二 柱長（1階及び2階の別）
- 三 柱の材種、品等及びこれらの分布
- 四 その他必要な事項

(屋根の調査)

第8 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）
- 二 軒出、傍軒出
- 三 屋根勾配
- 四 仕上材種

(外壁の調査)

第9 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 各階の外壁周長

外壁周長は、柱の中心間で測定する。

二 各階の壁高

1階の壁高は、外壁の施工されている下端から軒（敷）桁又は胴差し（2階梁）の上端までとし、2階の壁高は、胴差し（2階梁）の上端から軒（敷）桁の上端までとする。

なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。

三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高

妻面積の算出が可能な調査とする。

四 仕上材種

五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種

六 その他面積の算出に必要な事項

（内壁の調査）

第10 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 各室の天井高

二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等

三 仕上材種

（床の調査）

第11 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 各室の仕上材種

二 畳の材種、数量（帖数）

（天井の調査）

第12 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）

二 各室の仕上材種

三 その他面積の算出に必要な事項

（開口部〔金属製建具〕の調査）

第13 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 サッシュ窓

ア 設置位置

イ 種類（引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等）

ウ 材質

エ 規格寸法

オ 面格子の有無

カ 雨戸の有無、鏡板の有無

二 玄関・勝手口等のドア

- ア 設置位置
- イ 種類、材質及び規格寸法
- 三 手摺等
- ア 設置位置
- イ 種類、材質及び規格寸法
- 四 その他必要な事項

(開口部〔木製建具〕の調査)

第14 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 設置位置
- 二 種類及び規格寸法
- 三 材質
- 四 面格子の有無
- 五 雨戸の有無
- 六 その他必要な事項

(造作の調査)

第15 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる構造部材を除く。）
- 二 形状寸法
- 三 数量
- 四 その他必要な事項

(樋の調査)

第16 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 形状寸法（軒樋、豎樋別）
- 二 材質

(建築設備の調査)

第17 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 電気設備
 - ア 電灯、コンセント、スイッチ、分電盤の設置位置
 - イ 数量
 - ウ 照明器具の種類
- 二 ガス設備
 - ア 都市ガス、プロパンガスの別
 - イ 配管の位置
 - ウ ガス管の種類、規格、延長

エ ガス栓の規格、数量

三 給水、給湯設備

(一) 建物内

ア 給水、給湯の水栓（蛇口）の設置位置

イ 給水、給湯管の種類、規格

ウ 水栓の種類、規格

エ 水栓の数量（外水栓を除く。）

(二) 建物外（敷地内）

ア 水道管の敷設位置

イ 計量器の位置

ウ 水道管の種類、規格、延長

エ 水栓の数量

(三) 上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等

四 排水設備

建物外（敷地内）

ア 排水管、枳等の敷設位置

イ 排水管、枳等の種類、規格寸法

ウ 排水管の延長、枳等の数量

五 衛生設備

ア 種類（浴槽、洗面台、便器等）

イ 規格寸法

ウ 数量

六 厨房設備

ア 種類（流し台、調理台等）

イ 規格寸法

ウ 数量

七 その他の設備（空調(冷暖房)設備、消火設備、浄化槽等）

ア 種類

イ 規格寸法

ウ 数量

(建物附随工作物の調査)

第18 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

一 種類（テラス、ベランダ等）

二 設置位置

三 形状寸法

四 数量

(木造建物〔I〕調査表及び図面の作成)

第19 調査が終了したときは、様式第1による木造建物〔I〕調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添1木造建物〔I〕図面作成基準により作成するものとする。

(写真撮影等)

第20 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所の写真を30枚程度撮影する。

ア 四方からの外部及び屋根

イ 各室

ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

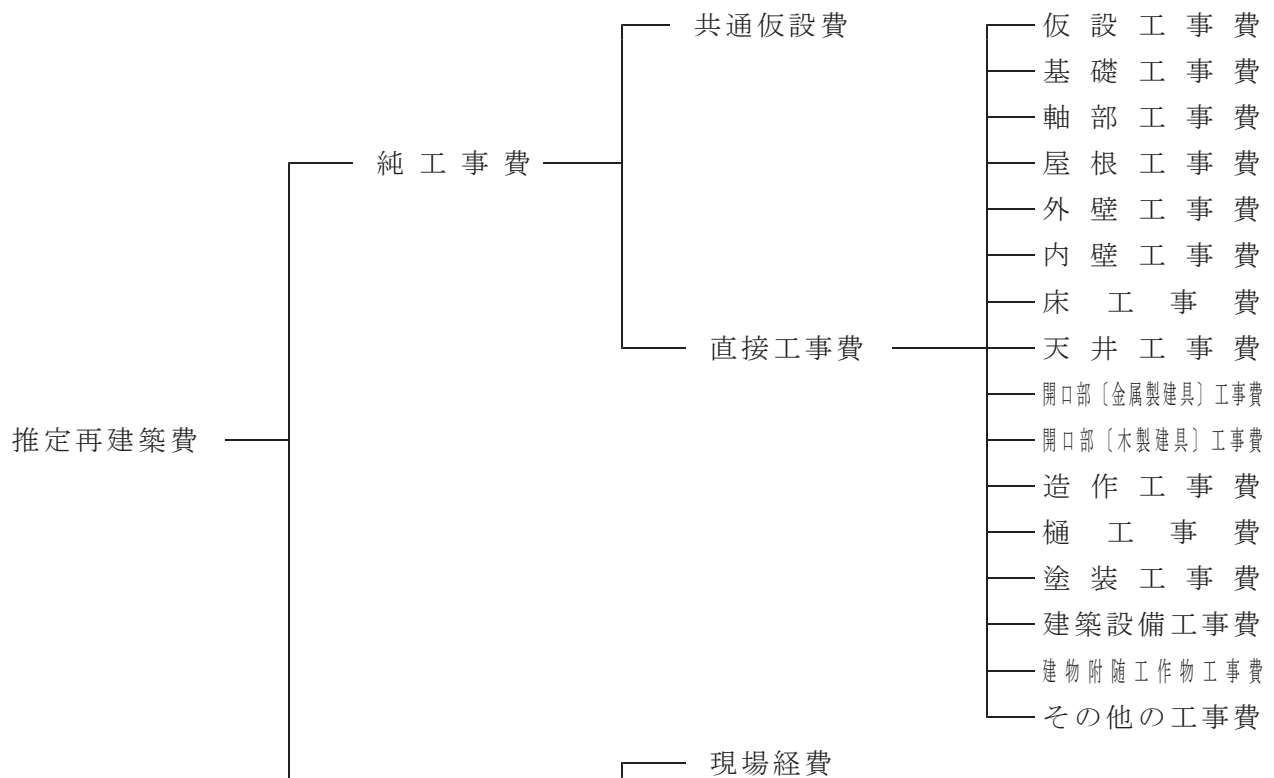
二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

第3章 積算

(推定再建築費の構成)

第21 木造建物〔I〕の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。



┌── 諸 経 費 ──┐
└── 一般管理費等

2 共通仮設費、現場経費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費、簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金、水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）、その他費用

二 現場経費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費、その他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、雑費）、営業利益（営業外損益、経常利益）

（積算単価）

第22 推定再建築費の算出に用いる単価は、用地調査等共通仕様書第14条に定めるところによるものとする。

（数量積算）

第23 建物の部位別の工事費の算定は、別添2木造建物〔I〕数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

（仮設工事費）

第24 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 仮設工事面積 × 単価

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

（基礎工事費）

第25 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

ア 布コンクリート等基礎

工事費 = 布基礎長 × 単価

布基礎長：数量積算基準第4第一号アによる。

イ 布基礎仕上げ

工事費 = 基礎外周長 × 単価

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

工事費 = 束石数量 × 単価

束石数量：数量積算基準第4第二号による。

三 べた基礎

ア べた基礎

工事費 = 底盤部分の工事費 + 立ち上がり部分の工事費

= [(1階の底盤部分の施工面積×単価)] + [(布基礎長×単価)]

1階の底盤部分の施工面積：第6第四号で調査し、算出した数値とする。

布基礎長（立ち上がり部分）：数量積算基準第4第一号イによる。

イ べた基礎仕上げ

工事費 = 基礎外周長 × 単価

基礎外周長：1階の底盤部分の外周長（柱の中心間の測定値）とする。

四 独立基礎、玉石基礎

工事費 = 独立基礎数又は玉石基礎数 × 単価

独立基礎数又は玉石基礎数：第6第五号で調査した数量とする。

五 土間コンクリート

工事費 = 施工面積 × 単価

施工面積：第6第九号で調査し、算出した数値とする。

六 床下防湿コンクリート

工事費 = 施工面積 × 単価

施工面積：第6第六号で調査し、算出した数値とする。

（軸部工事費）

第26 軸部工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 軸部木材費 + 労務費（大工手間等）

= [(木材材積量×単価)] + [(延床面積×単価)]

木材材積量：数量積算基準第5による。

（屋根工事費）

第27 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：数量積算基準第6による。

（外壁工事費）

第28 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価（仕上材種別の合計額を求める。）

施工面積：数量積算基準第7による。

（内壁工事費）

第29 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第8による。

(床工事費)

第30 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 床仕上材種

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第9による。

二 畳敷き

工事費 = 数量 (帖数) × 単価 (畳の材種別の合計額を求める。)

数量 (帖数)：数量積算基準第9による。

(天井工事費)

第31 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第10による。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第32 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第11による。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第33 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第12による。

(造作工事費)

第34 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第15で調査した数量とする。

(樋工事費)

第35 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 1階床面積 × 単価

(塗装工事費)

第36 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 延床面積 × 単価

(建築設備工事費)

第37 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

一 電気設備工事費

工事費 = 器具設置数量 × 単価

器具設置数量：数量積算基準第13第一号による。

二 ガス設備工事費

ア 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

イ プロパンガス

工事費 = プロパンガス調整器等設置費 + (配管数量×単価)

+ (ガス栓数量×単価)

配管数量、ガス栓数量：第17第二号で調査し、算出した数量とする。

三 給水、給湯設備工事費

工事費 = 水栓工事費 + 建物内配管工事費 + 建物外配管工事費

= [水栓(蛇口)の種類ごとの数量×単価] + [水栓(蛇口)数量×単価]

+ [本管取付から計量器までの工事費 + (計量器からの配管数量×単価)]

水栓(蛇口)の種類ごとの数量：数量積算基準第13第二号アによる。

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第二号イによる。

計量器からの配管数量：第17第三号(二)で調査し、算出した数値とする。

四 排水設備工事費

工事費 = 建物内排水設備工事費 + 建物外排水設備工事費

= [水栓(蛇口)数量×単価] + [(種類別配管数量×単価) + (桝等の数量×単価)]

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第三号による。

種類別配管数量、桝等の数量：第17第四号で調査し、算出した数値とする。

五 衛生設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第17第五号で調査した数量とする。

六 厨房設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第17第六号で調査した数量とする。

七 その他の設備工事費

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第17第七号で調査した数量とする。

(建物附随工作物工事費)

第38 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第18で調査した数量とする。

(その他の工事費)

第39 第24から第38までに掲げる工事以外の工事費は、前記までの方法に準じて算出するものとする。

(共通仮設費)

第40 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

直接工事費：第24から第39までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

(諸経費)

第41 諸経費は、次の式により算出するものとする。

$$\text{諸経費} = \text{純工事費} \times \text{諸経費率} + \text{資力確保費用}$$

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。

資力確保費用：建物等移転料算定基準別表ハ一3による。

(推定再建築費の積算)

第42 推定再建築費は、様式第10により算出するものとする。

別添 1 木造建物〔I〕図面作成基準

（作成する図面）

第1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

（用紙及び図面）

第2 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。

2 平面図は様式第8により、配置図、立面図その他の図面は様式第9により作成する。

（図の配置）

第3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

（図面の縮尺）

第4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

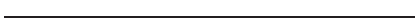
第5 図面等に表示する数値及び面積計算は、用地調査等業務共通仕様書第21条による。


（図面表示記号）

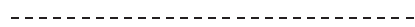
第6 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格の図記号を用いる。

（線の種類）

第7 線は、原則として、次の4種類とする。

実線 

破線 

点線 

鎖線 

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

（文字）

第8 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

（勾配の表示）

第9 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別 表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考								
配 置 図	用地調査等業務共通仕様書第64条の規定による。	1/100 又は 1/200									
平 面 図	<p>(1) 平面図は、様式第8に建物ごとに作成する。ただし、2階建の建物で1枚の用紙に作成できない場合は、様式第9を使用する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="461 1249 987 1462"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。</p>	室名		壁		床		天井		1/100	
室名											
壁											
床											
天井											
立 面 図	立面図は、様式第9を使用し（以下同様の様式を使用する。）、正面及び側面の2面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									
屋 根 伏 図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出及び葺材名称を記入し、屋根面積（計算過程を含む。）を記載する。	1/100									

建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100	
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注) 給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房（流し台等）設備及び空調（クーラー等）設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	

別添2 木造建物〔I〕数量積算基準

(適用範囲)

第1 本数量積算基準に定める諸率を適用する場合の用途の判断は、次表のとおりとする。

用途区分表

用途	適用することができる建物
専用住宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共同住宅	共同住宅のほか、家族寮、独身寮、病院、老人ホーム等で構造及び間取りの形状が共同住宅に類似するもの
店舗、事務所	店舗、事務所のほか、信用金庫、郵便局、公民館、集会所、校舎、園舎等で構造及び間取りの形状が店舗、事務所に類似するもの
工場、倉庫	工場、倉庫のほか、作業所等で構造及び間取りの形状が工場、倉庫に類似するもの

(適用方法)

第2 本数量積算基準に定める諸率の適用方法については、各工事費の規定に定めるところによる。この場合において算出された数値が、それぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

(仮設工事費)

第3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

$$\text{仮設工事面積} = \text{延床面積} \times \text{規模補正率} \times \text{建物形状補正率}$$

一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判断基準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補正率	1.00	1.05	1.10

(基礎工事費)

第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり部分の布基礎長にあっては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応した率とする。

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{布基礎長} = 1 \text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ ベタ基礎の立ち上がり部分

$$\text{布基礎長} = 1 \text{階の底盤部分の施工面積} \times \text{基礎率}$$

二 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、専用住宅以外の用途にあっては、個別に算出した束石施工面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。また、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

ア 用途が専用住宅の場合

$$\text{束石数量} = 1 \text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ 用途が専用住宅以外の場合

$$\text{束石数量} = \text{束石施工面積} \times \text{基礎率}$$

2 1階が2以上の用途に区分されているときは、各用途ごとに対応した基礎率により基礎長を算出する。

3 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。

4 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基礎率 [1階床面積1㎡当たり]

面積区分			I	II	III	IV
用途	種類	単位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満
専用住宅	布基礎	m	1.28	1.21	1.14	1.06
	束石	個	0.43	0.44	0.45	0.47
共同住宅	布基礎	m	1.30	1.24	1.18	1.10
店舗・事務所	布基礎	m	1.05	0.98	0.92	0.84
工場・倉庫	布基礎	m	0.74	0.68	0.61	0.54

面積区分			V	VI	VII
用途	種類	単位	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	布基礎	m	0.95	0.87	0.79
	束石	個	0.48	0.51	0.55
共同住宅	布基礎	m	1.00	0.91	0.84
店舗・事務所	布基礎	m	0.75	0.66	0.59
工場・倉庫	布基礎	m	0.44	0.35	0.28

(軸部工事費)

第5 軸部工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の用途、柱径、柱長及び面積区分に対応した率とする。

$$\text{木材材積量} = \text{延床面積} \times \text{木材材積率}$$

- 併用住宅である場合又は現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で建築されている場合は、その用途ごとに床面積を算出し、次表の区分に対応した木材材積率により木材材積量を算出する。
- 1階と2階の柱長が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木材材積率 [延床面積1㎡当たり]

用途	柱径	柱長	I	II	III	IV	V	VI	VII
			50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.14	0.13
		4.00 m	0.23	0.22	0.21	0.19	0.18	0.15	0.15
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.24	0.23	0.22	0.20	0.19	0.16	0.15
		4.00 m	0.26	0.25	0.24	0.22	0.20	0.18	0.17
共同住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.17	0.16	0.14	0.12	0.11
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
	105 mm ×	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.13	0.13

	105 mm	4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.15	0.14
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.23	0.22	0.21	0.20	0.18	0.15	0.14
		4.00 m	0.25	0.24	0.23	0.22	0.20	0.17	0.16
店 舗・ 事務所	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.10	0.09
		4.00 m	0.17	0.16	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.11	0.10
		4.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.14	0.13
工 場・ 倉 庫	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.09	0.08
		4.00 m	0.16	0.15	0.15	0.14	0.12	0.10	0.09
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.10	0.09
		4.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.11	0.10
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
		4.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.13	0.12

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区 分	部 材 名 称
柱 材	通し柱、構造柱、造作柱、化粧柱、半柱
下層横架材	土台、火打土台、床束、大引、根太
上層横架材	軒桁、妻梁、大梁（化粧梁）、梁、床梁、火打梁、胴差
小屋組材	小屋束、母屋、棟木、谷木、隅木、垂木掛、垂木
構造補助材	間柱、筋違、窓台、窓まぐさ、根太掛
仕 上 げ 材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方枠、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、押入中柵
羽 柄 材	野地板、胴縁（板）、野縁

4 柱径が120ミリメートルを超え、若しくは柱長が4メートルを超える建物、又は建物の各部位の施工状況が通常でない建物の木材材積量は、次の各号に定めるところにより補正して求める。この場合において複数の補正を必要とするときは、それぞれの補正率を相乗する。

一 柱径（120mm超から180mmまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径120mm・柱長のもの）

×下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
135 mm × 135 mm	1 . 2 0
150 mm × 150 mm	1 . 3 0
165 mm × 165 mm	1 . 4 5
180 mm × 180 mm	1 . 6 0

二 柱長（柱長4 m超から5 mまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径・柱長4 mのもの）×
下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
90 mm × 90 mm	1 . 0 4
105 mm × 105 mm	1 . 0 8
120 mm × 120 mm	1 . 0 9

三 各部位の施工状況で補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積に応ずる柱径・柱長のもの）×下表に掲
げる割引率を用いて算出した補正率（1－各部位の割引率の和）

ア 用途が店舗、事務所の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	店舗・事務所内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.06
間仕切壁	店舗・事務所内の面積が20 m ² 以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.13
内 壁	店舗・事務所内に内壁等（間仕切壁を除く.）が一切施工されていない場合	0.06
天 井	店舗・事務所内に天井が一切施工されていない場合	0.03

イ 用途が工場、倉庫の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	工場・倉庫内の1階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.05
間仕切壁	工場・倉庫内の面積が20 m ² 以上で間仕切壁等が一切無い	

	場合	0.10
内 壁	工場・倉庫内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.04
天 井	工場・倉庫内に天井が一切施工されていない場合	0.03

（屋根工事費）

第 6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} (\sqrt{1 + (\text{勾配})^2})$$

勾 配	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	3/10	3.5/10	4/10
伸び率	1.005	1.011	1.020	1.031	1.044	1.059	1.077
勾 配	4.5/10	5/10	5.5/10				
伸び率	1.097	1.118	1.141				

（外壁工事費）

第 7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第 2 により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が 0.50 平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{外壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{外壁開口部面積}$$

（内壁工事費）

第 8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第 3 により求める。この場合の内部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が 0.50 平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{内壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{内壁開口部面積}$$

2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備 考
直 階 段 廻り階段 折返し階段	10.80 m ²	1 階床より 2 階床までの面積

（床工事費）

第 9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第 4 に

より求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量（帖数）の合計を求める。

（天井工事費）

第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。

（開口部〔金属製建具〕工事費）

第11 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第5により求める。

一 サッシュ窓（ルーバー及び固定式を除く。）は、次の種類別の窓面積の合計とする。また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。

- ア 雨戸無し面格子無し
- イ 雨戸無し面格子有り
- ウ 雨戸有り鏡板無し
- エ 雨戸有り鏡板有り

二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

（開口部〔木製建具〕工事費）

第12 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第6により求める。

一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。

- ア フラッシュ戸（戸ふすま含む。）
- イ ガラス戸、窓
- ウ 雨戸
- エ 障子
- オ ふすま

二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

（建築設備工事費）

第13 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

一 電気設備工事費

器具設置数量は、建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント、分電盤の合計数とする。

二 給水、給湯設備工事費

ア 水栓工事費

水栓（蛇口）の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を除いた各々の合計とする。

イ 建物内配管工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

三 建物内排水設備工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

（共通仮設費）

第14 共通仮設費率は、3パーセントとする。

（諸経費）

第15 諸経費率は、「建物等移転料算定基準（平成2年3月中国地区用地対策連絡会制定）」による。

5 . 別記4 成果品一覽表

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
地図の転写		転写図	ポリエステルフィルム #300 片面	幅杭が打ってある場合においては、赤色をもって買収線を記載する。
		転写連続図	〃	複写したもの。
土地の登記記録の調査	様式第7号の1	土地の登記記録調査表 (一覧)		登記事項証明書等を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第7号の2	土地調査表		
建物の登記記録の調査	様式第8号の1	建物の登記記録調査表 (一覧)		建物の登記記録を転写する。 但し、建物の登記記録の登記事項証明書等を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第8号の2	建物の登記記録調査表 (個人)		
権利者の確認調査	様式第9号の1	権利者調査表(土地)		名義人が相続に係る場合は相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。又法人の場合は商業登記簿又は法人登記簿の謄本又は抄本を添付すること。
	様式第9号の2	権利者調査表(建物)		
		戸籍簿調査表		名義人が相続に係る場合は相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本を全て添付する。
		相続関係説明図		所轄法務局の定める様式による。
墓地管理者等の調査	様式第10号の1	墓地管理者調査表		宗教法人登記簿の謄本を必要とする場合は特記仕様書で指示する。
	様式第10号の2	墓地使用(祭祀)調査表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
用地測量	様式第11号	土地境界確認書		用地実測図の該当地番部分を任意の大きさに複写し綴じ合わせ、関連する権利者全員から割印を求めること。押印を求める印鑑は原則として実印とする。
		土地現(実)地調査書	B4判	所轄法務局の定める様式による。
		観測手簿		国土交通省公共測量作業規定に準ずるものとする。 観測手簿、野帳については墨入れ不要。
		野帳		
		基準点網図	A全般	
		点の記		
		計算書		
		成果簿		
		境界点成果書		
		面積計算書		
		用地実測図原図	ポリエステルフィルム #500 片面	規格については別途指示による。
		用地平面図	ポリエステルフィルム #300 片面	三斜線及び距離に関する数字を除いて作成する。 用地実測図原図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
		土地所在図 地積測量図	B 4 判	所轄法務局の定める様式による。 別記 5 登記嘱託に必要な図面の作成上の注意 事項
土地評価		標準地評価調書		
		地域要因調査算定表		
		個別要因調査算定表		
		残地（残借地）補償額 算定調書		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
木造建物調査 (木造特殊建物)		建物等の配置図		木造建物〔I〕調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）によるものとし、その他は別途指示するものとする。
		(図面) 配置図 平面図 立面図 建築設備位置図 写真撮影方向図等		
		木造建物〔I〕調査表 木造建物〔I〕数量計算書		
		木造建物補修等調査査定表		
木造建物算定 (木造特殊建物)		建物移転料集計表・建物移転料算定表 (総括表)		
		木造建物〔I〕推定再建築費計算書		
		木造建物〔I〕取りこわし純工事費算定表		
		木造建物曳家工事費算定表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
非木造建物調査算定		建物の概要		非木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「非木造建物要領」という）によるものとする。 その他は別途指示するものとする。
		（図面） 平面図 構造詳細図 立面図他 その他調査書 建築設備図書 等		
		非木造建物〔Ⅰ〕工事 内訳明細書 数量計算書 構造計算書 その他算定資料		
工作物の調査算定	様式第12号	工作物調査表 工作物算定表		
墳墓の調査算定	様式第13号	墳墓調査表 墳墓類移転料算定表 配置図等		その他補償額算定に必要と認められるもの
立竹木の調査算定	様式第14号	立竹木調査表 立竹木調査算定表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
照応建物（詳細設計）調査算定	様式第15号の1	計画概要表（検討資料）		
	様式第15号の3	計画概要比較表		
	様式第15号の4	面積比較表		
営業調査算定	様式第16号の1 様式第16号の2	営業調査総括表（1） 営業調査総括表（2）		営業、業務内容等に応じて適宜指示するものとする。
		事業概況説明書		
		各種調査資料	各種資料の写し	
	様式第16号の3	従業員調査表		
		売場及び工場配置図		
		設備機械器具調査表		
		生産及び販売実績調査表		
		受注又は顧客動向調査表		
		在庫率及び回転率調査表		
		得意先喪失調査表		
		移転広告費調査表		
		営業の権利調査表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
営業調査算定		固定資産及び流動資産 調査表		
	様式第16号の4	仕入先調査表		
	様式第16号の5	営業補償金算定表 (営業廃止)		
		営業補償金算定表 (営業休止)		
		営業補償金算定表 (営業規模縮小)		
		移転工法認定書		
		事業所及び営業概況書		
		営業補償方法認定書		
		移転工法別経済比較表		
	様式第16号の6	認定収益額算定表		
	様式第16号の7	固定的経費内訳表		
	様式第16号の8	固定的経費附属明細書		
	様式第16号の9	固定資産の売却損補償 内訳表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
営業調査算定	様式第16号の10	人件費内訳書		
	様式第16号の11	移転広告費内訳表		
	様式第16号の12	損益計算書比較表		
居住者等に関する調査	様式第17号の1	居住者調査表 (自家・家主)		
	様式第17号の2	居住者調査表 (借家・借間)		
動産に関する調査算定	様式第18号	動産調査表 動産移転料算定書		
消費税等調査	様式第19号	消費税等調査表		
予備調査及び移転工法案の検討	様式第20号の1	企業概要書		
	様式第20号の2	移転工法(計画)案 検討概要書		
	様式第20号の3	移転工法(計画)各案 の比較表		
	様式第15号の1	計画概要表(検討資料)		
	様式第15号の2	計画概要表		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
予備調査及び移転工法案の検討	様式第15号の3	計画概要比較表		
	様式第15号の4	面積比較表		
補償説明	様式第21号	補償説明記録簿		
事業認定申請図書等の作成		事業認定申請図書等（案）及び必要となる添付図書		
写真撮影		写真台帳	市販ファイル	
土地調書・物件調書の作成	様式第22号	土地調書		
	様式第23号	物件調書		
その他調査算定		必要図書		各種調査表及び補償金算定表を使用する。

機械設備調査算定要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、用地調査等共通仕様書第58条、第69条及び第81条に規定する機械設備の調査算定要領である。

(適用範囲)

第2条 この要領は、原則として、用地調査等共通仕様書第4条第三号の「表2 工作物区分の判断基準」に掲げる「機械設備」の調査算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要領において「機器等」とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う機械装置、それに付属する2次側の配線・配管・装置等をいい、1次側の配線・配管、受配電盤等の設備を含まないものとする。

- 2 この要領において「機械基礎」とは、通常コンクリート構造物等で施工された機器等を固定する土台部分をいう。
- 3 この要領において「復元」とは、既存の機器等を再利用可能なように解体撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、据え付けることをいう。
- 4 この要領において「再築」とは、残地又は残地以外の土地に、原則として、従前の機器等と同種同等又は市販されている機器のうち、その機能が従前の機器等に最も近似の機器等を購入し、据え付けることをいう。
- 5 この要領において「復元費」とは、機器等の復元に要する費用をいう。
- 6 この要領において「再築費」とは、機器等の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第4条 機械設備の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査及び市場調査等の補足調査（以下「現地調査等」という。）を行うものとする。

- 2 不可視部分（調査困難な場所に機器等が設置されている場合など）の調査は、既存の機器等に関する資料の写しなどを入手し、これを利用することができるものとする。また、資料の入手が困難な場合には、所有者又は機器等を設置したメーカー等から調査表等の作成に必要なとなる事項を聴取するなどの方法により調査を行うものとする。
- 3 復元することが困難と認められる機器等については、機器等を設置したメーカー等から復元が困難である理由等について聴取するものとする。
- 4 現地調査等を行うに当たっては、事前に監督職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 5 機械設備の調査は、次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 機械配置 : 建物平面及び敷地の範囲を基準とした機器等の設置位置
- 二 機器等 : 機械装置の名称、仕様（型式、能力、原動機の出力等）、製作所名、形状・寸法、質量、所有区分、取得年月等
- 三 機械基礎 : 構造、仕様、形状・寸法、機器等の設置状況等
- 四 電気設備 : 受・配電系統、使用器材の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法等
- 五 配管設備 : 配管の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法、流向、終・始端、被覆、塗装等
- 六 フォトコン
ピューター設備 : 種別、規格寸法、フロー、LAN配線、長さ、敷設方法、取得年月等
- 七 稼動状況 : 各機器等の役割、各機器等間の関連性、稼動状況等
- 八 復元の可否 : 復元の困難性、移設工期等
- 九 その他
 - (1) 写真撮影 : 第7条の規定に基づき写真を撮影する。
 - (2) 製造(加工)工程 : 現地調査、聴取調査等により製造(加工)工程を調査する。
 - (3) 固定資産台帳 : 取得価格、取得年月等について調査する。
 - (4) 申請手数料等 : 移転に伴い必要となる各種法令上の許認可申請費用、手数料及び検査費用等について調査する。
 - (5) 法令適合性等 : 各種法令に係る適合状況等を調査する。
 - (6) その他 : その他必要な事項について調査する。

注1 プロセスコンピューター設備とは、製品等の製造に直接携わっている工業用の自動制御コンピューター設備をいう。

注2 固定資産台帳とは、用地調査等共通仕様書第88条（営業に関する調査）第1項第三号に定める直近1年の事業年度の固定資産台帳をいう。

（調査表）

第5条 機械設備の調査表は、前条における調査結果に基づき、様式第1の機械設備調査表に、次の各号を記載することにより作成するものとする。

- | | |
|--------------|---|
| 一 所在地 | : 機械設備の所在地 |
| 二 調査年月日 | : 調査を実施した年月日 |
| 三 調査者 | : 調査を実施した担当者の氏名 |
| 四 所有者氏名 | : 機械設備の所有者の氏名又は名称 |
| 五 所有者住所 | : 機械設備の所有者の住所又は主たる事務所の所在地 |
| 六 業種区分 | : 当該事業所の事業種別(日本標準産業分類による。) |
| 七 製造(加工)工程 | : 製造等の系統又は製品ごとの製造・加工工程等 |
| 八 稼動状況等 | : 稼動状況、操業時間等 |
| 九 法令の適合性等 | : 関係する法令等の概要と適合状況等 |
| 十 機械番号 | : 機器等ごとに一連の番号を付し、整理する。 |
| 十一 機械名称 | : 機器等の名称は、一般的な名称を記載する。
配管設備の名称は、流体別、系統別等に区分しそれぞれの名称を記入する。
電気設備の名称は、高圧受変電設備、幹線設備、動力配線設備等に区分し、それぞれの名称を記入する。 |
| 十二 数量 | : 機器等の設置台数 |
| 十三 取得年月 | : 機器等の取得年月（中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。） |
| 十四 仕様 | : 機器等の型式、能力、原動機の出力等 |
| 十五 製造所名等 | : 機器等の製作所名 |
| 十六 形状・寸法 | : 機器等の形状及び寸法(m) |
| 十七 質量 | : 機器等一台当たりの質量(t)（2次側の配線、配管等を除く。） |
| 十八 基礎寸法・設置状況 | : 機械基礎の形状・寸法、設置状況（ボルト固定、コロ付等）等 |
| 十九 その他 | : 復元の可否、リース物件等、その他必要な事項 |

(機械設備図)

第6条 機械設備の図面は、原則として、所有者ごとに「別添－1 機械設備図面作成基準」により作成するものとする。

(写真撮影等)

第7条 次により機械設備の写真を撮影し、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。

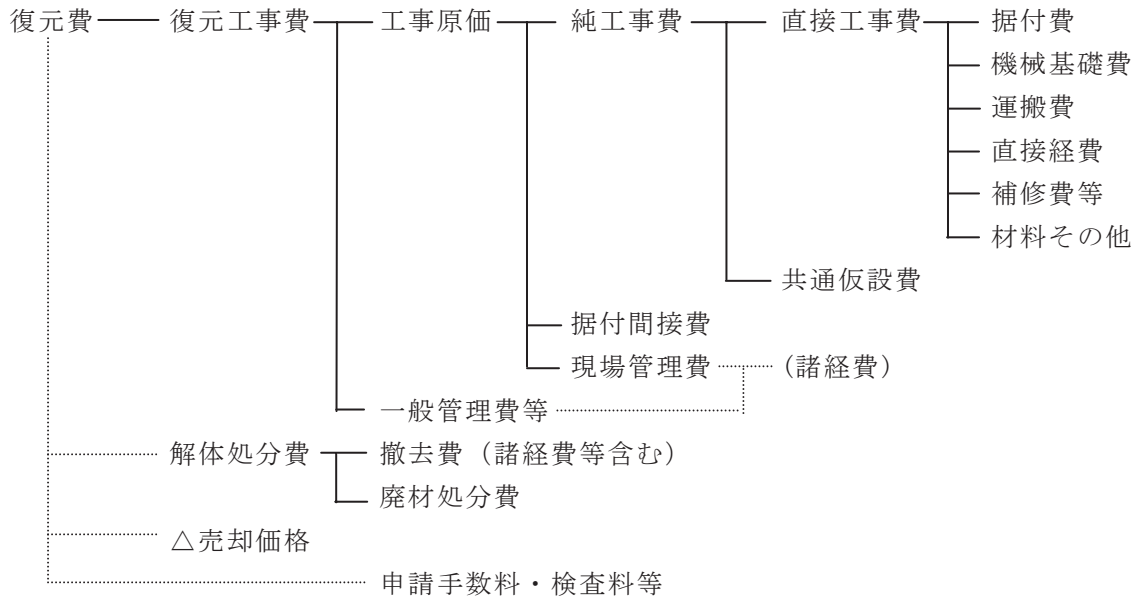
- 一 機器等及び電気設備等の写真は、原則として、第5条に定める機械設備調査表の機械番号ごとに撮影する。
- 二 写真台帳は、機械番号順に整理し、撮影年月日、機械名称等を記載する。
- 三 電気設備、配管設備等の写真は、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付する。

第3章 算 定

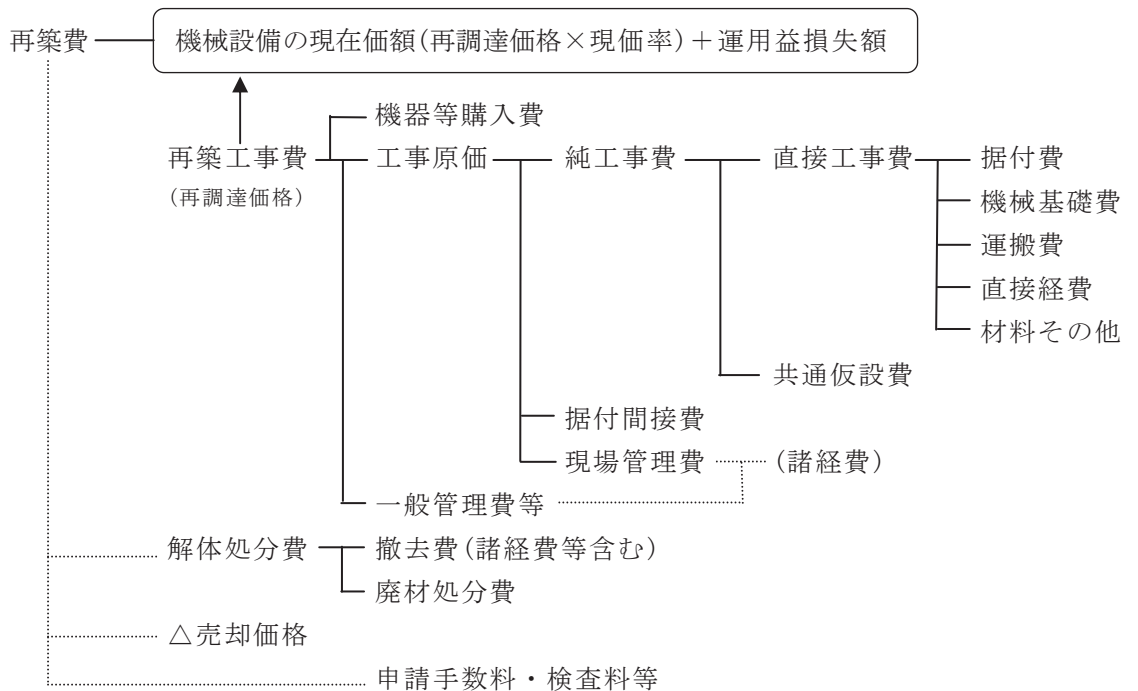
(補償額の構成)

第8条 機械設備の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



<再築費の構成>



2 共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

一 共通仮設費

- (1) 運 搬 費 : 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬等に関する費用
- (2) 準 備 費 : 基準点測量、完成時の清掃及び跡片付け等に関する費用
- (3) 事業損失防止施設費 : 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に関する費用
- (4) 安 全 費 : 安全管理上の監視、安全施設類（標示板、保安灯、防護柵、バリケード等）等に関する費用
- (5) 役 務 費 : 動力、用水等の基本料等
- (6) 技 術 管 理 費 : 施工管理・品質管理・工程管理のための試験又は資料作成等に関する費用
- (7) 営 繕 費 : 現場事務所、労働者宿舎、倉庫、材料保管場、監督員詰所等に関する費用

3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。

- 一 据付間接費：据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、地代家賃、保険料、租税公課、雑費

二 諸 経 費

- (1) 現場管理費：現地採用の労働者及び事務員に係る労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、事務員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、交際費、据付外注経費、工事登録費、雑費
- (2) 一般管理費等：一般管理費（役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費、雑費）、付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

(補償額の算定)

第9条 機械設備の復元費及び再築費は、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

- 一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 売却価格
- 二 再築費 = 機械設備の現在価額 (再調達価格 × 現価率) + 運用益損失額 + 解体処分費 - 売却価格

2 機械設備の現在価額 (再調達価格に現価率を乗じて算定する。) と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率 (小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。) を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

- n 機器等、電気設備及び配管設備等の経過年数
N 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数 (又は実態的耐用年数)
r 年利率

一 経過年数

既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入 (新品としての購入とする。) から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。

二 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表-1の機械設備等標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備等標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

(工事費の算定)

第10条 復元工事費、再築工事費、解体処分費及び売却価格を算定するに当たっての数量計算及び各工事費の算定は、「別添-2機械設備工事費算定基準」によるものとする。

第4章 移転工法案の検討資料等の作成

(製造工程図)

第11条 「製品等の製造、加工又は販売等の工程」(図式化したもの)は、次の各号により作成するものとする。

- 一 製造工程図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 製品等の製造工程等に沿って略図を作成し、工程順に番号を記載する。
- 三 各製造、加工工程ごとに設置されている主要な機器等の名称及び製造、加工工程の内容について記載する。
- 四 その他可能な限り、製品名、製品の規格等、原材料、副資材及び一の工程の単位時間を記載する。

(動線配置図)

第12条 「製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係」は、次の各号により作成するものとする。

- 一 動線配置図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 建物等の配置図等を基に、原材料及び製品等の移動(作業)動線を製造工程等に沿って作成し、製造工程図に付した工程順の番号を記載する。

(移転工程表)

第13条 復元及び再築に係る「建物、機械設備等の移転工程表」を作成するものとし、その内容は次の各号によるものとする。

- 一 機器等の移転工期は、専門メーカー等から聴取した移転工期、見積書に記載された移転工期又は据え付け・撤去の工数に基づき作業人数・班体制から算出した日数により認定する。
- 二 建物、工作物及び動産の移転と機器等の移転との関係を表示する。
- 三 機器等の移転に伴い営業休止等が生じる期間を表示する。
- 四 その他必要に応じて、移転を要する機器等の製造等の系統を表示する。

別添一 1 機械設備図面作成基準

(趣 旨)

第1 この基準は、要領第6条に定める機械設備図面の作成基準である。

(作成する図面)

第2 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

(用 紙)

第3 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。

(図の配置)

第4 機械設備位置図、電気設備図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置する。

(図面の縮尺)

第5 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(図面等に表示する数値)

第6 図面等に表示する数値は、用地調査等共通仕様書第21条による。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線
鎖線	- · - · - · - · - · -

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文 字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別 表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考
機械設備位置図	<p>ア 機器等の設置位置は、建物、附帯工作物等と区分し明確に表示する。</p> <p>イ 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。</p> <p>ウ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。</p> <p>エ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	
電気設備図	<p>ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。</p> <p>ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。</p> <p>エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。</p> <p>オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。</p> <p>カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。</p> <p>キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。</p> <p>ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。</p> <p>ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	
配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等を含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	

機械基礎図	<p>ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。</p> <p>イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。</p> <p>ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。</p>	1/50 又は 1/100	
プロセスコンピューター 設備図	<p>ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連(構成など)を示すシステム図(フロー図、LAN配線図等)を作成する。</p> <p>イ 他工場等との関連を記入する。</p> <p>ウ その他積算に必要な図面を作成する。</p>	1/100 又は 1/200	
写真撮影方向図	<p>ア 機械設備位置図等を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。</p> <p>イ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>ウ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。</p>	1/100 又は 1/200	

別添一 2 機械設備工事費算定基準

第1章 総 則

(趣 旨)

第1 この基準は、要領第9条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

第2章 数量計算

(数量計算書)

第2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物〔I〕調査積算要領の別記2非木造建物〔I〕数量計測基準に準じて算出するものとする。

一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物〔I〕数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

2 計算数値の取扱いは、用地調査等共通仕様書第22条第2項第2号の規定により、各種目ごとの計算過程においては、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨)まで求めるものとする。

3 補償額算定調書に計上する数値は、用地調査等共通仕様書第23条第1項第2号の規定により、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上するものとする。

第3章 単価及び見積

(見積書等)

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行〕」、「積算資料〔(財)経済調査会発行〕」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格（カタログ価格等）及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販されている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

区 分	新品価格が公刊物等に掲載されている機器等	新品価格が公刊物等に掲載されていない機器等
機器等購入費	建設物価、カタログ等の価格	見積徴収
再築費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
復元費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
摘 要 (機械分類)	電動工具 溶接機 ポンプ 空調機械 空圧機器 送風機 等の 小型汎用機械	工作機械 包装機械 荷役機械 鍛圧機械 木工機械 油圧機械 貯槽類 搬送機械 等で質量が 10t以下の機械

二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

(一) 原則として被補償者又はその利害関係人であって、適正な見積を徴することの妨

げとなる者から、見積を徴してはならない。

- (二) 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- (一) 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- (二) 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲（特に機械基礎、配管等との関係等）、仕様、同時発注台数などの見積条件を明示するものとする。
- (三) 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- (四) 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式第8による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

- (一) 宛名（見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。）
- (二) 見積書に記載された機器等の名称、規格（型式、質量）、製造メーカー名及び機能
- (三) 新品機器等の購入費（一般管理費等を含む販売価格。）
- (四) 総合試運転費
- (五) 中古品売却価格
- (六) 特別管理産業廃棄物（廃油、廃PCB等）等の処分費
- (七) その他雑費（材料費、仮設費等。）
- (八) 消費税等
- (九) 機器等1台当たりの質量(t)
- (十) 移転工期
- (十一) その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

- (一) 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由
- (二) 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由
- (三) 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

第4章 工数歩掛等

(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準 ((財)建築コスト管理システム研究所発行)
- 二 建設工事標準歩掛 ((財)建設物価調査会発行)
- 三 工事歩掛要覧 ((財)経済調査会発行)
- 四 下水道工事積算基準 ((財)下水道新技術推進機構発行)
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

(据付工数)

第5 機器等の据付に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。

ただし、質量が10tを超える場合などで、この工数歩掛により難しい場合は、本基準第4により算定するものとする。

機械区分		工数歩掛	判断基準
第1類	簡易な機器等	$2.4X^{0.776}$	○構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械 ○可搬式、床置き、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの ○通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの ○他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの
第2類	一般汎用機器等	$4.8X^{0.776}$	○構造が複雑で、運動部分を有する単体機械 ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの

第3類	貯槽類等	4.8X	<ul style="list-style-type: none"> ○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの ○構造が比較的簡単で、運動部分が少ないもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○レベル調整、芯だし調整等を要するもの ○他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの
第4類	搬送・荷役機器等	7.5X	<ul style="list-style-type: none"> ○分解、組立をしなければ移動が不可能なもの ○構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの ○通常、基礎及び架台等に固定されているもの ○精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t)（2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。）とする。

注2 この工数には、機械基礎のアンカ溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

（補正据付工数＝据付工数×（1＋補正率））

	作業区分	補正率	判断基準
危険作業	高所又は地下における作業	0.1	<ul style="list-style-type: none"> ○地表又は各階床面より5m以上の場所 ○地下2m以上の場所
	悪環境における作業	0.2	<ul style="list-style-type: none"> ○毒性ガスの発生する恐れのある場所 ○危険物、毒劇物を保管している場所 ○施工の作業性の悪い場所 （人力作業に限定される場所や傾斜地等）
錯綜場所	錯綜する場所における作業	0.3	<ul style="list-style-type: none"> ○機器回り、管廊等で特に錯綜する場所 （ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等が存する場合）

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するものとする。

三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

(撤去工数)

第6 機器等の撤去に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

(撤去工数 = 据付工数 × 撤去費率)

なお、第5二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第5二で定める式により補正するものとする。

区 分	撤去費率
復元する場合 (又は中古品として処分する場合)	据付工数の60%
再築する場合	据付工数の40%

注1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等を中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

(運搬台数)

第7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第7による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 機器等の形状・寸法等 : 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二 機器等の面積 : 機器等の形状・寸法から面積を算出する。
- 三 質量基準運搬台数 : 機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。
- 四 面積基準運搬台数 : 機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。
- 五 認定運搬台数 : 質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。

トラック積載量

種 類	荷台長 (m)	荷台幅 (m)	荷台面積 (m ²)	積載量 (ト)
2ト車	3.6	1.8	6.5	2.0
4ト車	6.0	2.2	13.0	4.0
10ト車	9.6	2.4	23.0	10.0

※ 運搬の際に支持物・固定物等が必要な場合は、当該事項を考慮のうえ使用するトラック規格を認定すること。

第5章 算 定

（算定内訳書）

第8 工事費の算定は、様式第1の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式第2～第4による機械設備算定内訳書及び様式第5による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

（据付費）

第9 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（据付労務費＝据付工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

（撤去費）

第10 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（撤去労務費＝撤去工数×労務単価（設備機械工又は普通作業員））

二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面にに基づき積上げにより算定する。

三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げにより算定する。

（機械基礎費）

第11 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面にに基づき積上げにより算定するものとする。

（運搬費）

第12 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

（運搬費＝認定運搬台数×運搬単価）

認定運搬台数は、第7（運搬台数）により算出した台数とし、運搬単価は、第2（数量計算書）により選定した積載質量(t)のトラック運搬費とする。

一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

（直接経費）

第13 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間（時間）運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

$$（ 機械経費 = 据付労務費 \times 機械経费率 + 撤去労務費 \times 機械経费率 ）$$

機械経费率は、2%とする。

（補修費等）

第14 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でない認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

$$（ 補修費等 = 据付労務費 \times 補修费率 + 撤去労務費 \times 補修费率 ）$$

補修费率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

（材料その他）

第15 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

（共通仮設費）

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表－2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

（共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率）

なお、別表－2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

（据付間接費）

第17 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、交際費及び法廷福利費等をいい、次の式により算定するものとする。

（据付間接費＝据付労務費中の設備機械工据付労務費×据付間接費率）

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。

（諸経費）

第18 諸経費は、別表－3 諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

（現場管理費＝純工事費×現場管理費率）

（一般管理費等＝工事原価×一般管理費等率）

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

（機器等購入費）

第19 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

（売却価格）

第20 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ（発生材）価格

（一）鉄くず

ア 機器等：機器質量×鉄屑スクラップ価格（円/t）

イ その他構造物（鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く）：設計質量×80%×鉄屑スクラップ価格（円/t）

（二）銅くず

ア 銅鑄物単体類：機器質量×銅屑スクラップ価格（円/kg）

イ 銅管、銅線類：設計質量×80%×銅屑スクラップ価格（円/kg）

なお、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費（被覆物の処理に要する費用）を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

（廃材処分費）

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

（申請手数料・検査料等）

第22 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料等は、必要に応じて個別に算定するものとする。

(リース機械)

第23 リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容（リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等）に応じて個別に算定するものとする。

別表－ 1

機械設備等標準耐用年数表

単位：年

01 食料品工業			
食肉又は食鳥処理加工設備	21	マカロニ類又は即席めん類製造設備	21
鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	18	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備	23
市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備 (集乳設備を含む。)	21	砂糖製造設備	23
水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備	18	砂糖精製設備	30
つけ物製造設備	16	水あめ、ぶどう糖又はキャラメル製造設備	23
トマト加工品製造設備	18	パン又は菓子類製造設備	21
その他の果実又はそ菜処理加工設備		荒茶製造設備	18
むろ内用バナナ熟成装置	14	再製茶製造設備	23
その他の設備	21	清涼飲料製造設備	23
かん詰又はびん詰製造設備	18	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備	32
化学調味料製造設備	16	清酒、みりん又は果実酒製造設備	28
味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備		その他の酒類製造設備	23
コンクリート製仕込そう	58	その他の飲料製造設備	28
その他の設備	21	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用のものを除く。)	21
食酢又はソース製造設備	18	動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンター製造設備を含む。)	28
その他の調味料製造設備	21	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	
精穀設備	23	結氷かん及び凍結さら	7
小麦粉製造設備	30	その他の設備	30
豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備	18	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	21
その他の豆類処理加工設備	21	その他の飼料製造設備	23
コーンスターチ製造設備	23	その他の食料品製造設備	37
その他の農産物加工設備		たばこ製造設備	18
粗製でん粉貯そう	58		
その他の設備	28		

02 繊維工業			
生糸製造設備		洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップベニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	26
自動繰糸機	18	整経又はサイジング業用設備	26
その他の設備	26	不織布製造設備	23
繭乾燥業用設備	34	フェルト又はフェルト製品製造設備	26
紡績設備	26	鋼、網又はひも製造設備	26
合成繊維かさ高加工糸製造設備	21	レース製造設備	
ねん糸業用又は糸(前号に掲げるものを除く。)製造業用設備	29	ラッセルレース機	31
織物設備	26	その他の設備	36
リヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	26	塗装布製造設備	36
染色整理又は仕上設備		繊維製又は紙製衛生材料製造設備	23
圧縮用電極板	8	縫製品製造業用設備	18
その他の設備	18	その他の繊維製品製造設備	39

03 製材・木製品工業			
可搬式造林、伐木又は搬出設備		チップ製造業用設備	19
動力伐採機	7	単板又は合板製造設備	22
その他の設備	14	その他の木製品製造設備	24
製材業用設備		木材防腐処理設備	31
製材用自動送材装置	19		
その他の設備	29		

04 家具・建具工業			
金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備			
めっき又はアルマイト加工設備	18		
溶接設備	26		
その他の設備	34		

14 . 別記10 附帶工作物調査算定要領

附帯工作物調査算定要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第60条、第71条及び第83条に規定する附帯工作物に関する調査算定要領である。

(適用範囲)

第2条 この要領は、原則として、共通仕様書第4条第三号の「表2 工作物区分の判断基準」に掲げる「附帯工作物」の調査算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。

3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第4条 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。

一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況

二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（新設）年月

三 その他補償額算定に必要と認められる事項

四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握できる写真の撮影

2 前項第二号の設置（新設）年月の調査は、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家等の意見等の方法によるものとする。

(調査表)

第5条 附帯工作物の調査表は、前条における調査結果に基づき、様式第1の附帯工

作物調査表に、次の各号を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地：附帯工作物の所在地
- 二 調査年月日：調査を実施した年月日
- 三 調査者：調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号：所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名：附帯工作物の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所：附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 種類・名称：附帯工作物の種類又は名称
- 八 構造、形状、寸法：附帯工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 九 数量：附帯工作物の数量
- 十 設置年月：附帯工作物の設置（新設）年月
- 十一 備考：復元の可否、及びその他参考事項（必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等）

（図面）

第6条 作成する図面の種類は、次の各号によるものとする。

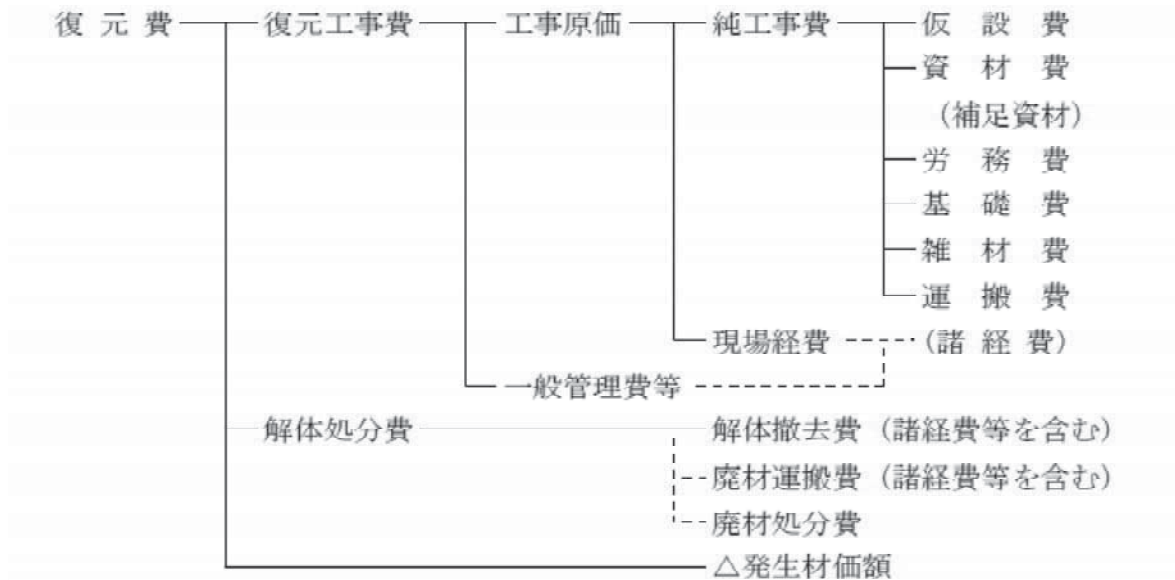
- 一 附帯工作物配置図
 - 二 附帯工作物の詳細図
 - 三 写真撮影方向図
- 2 附帯工作物の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。
- 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
 - 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。
 - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
 - 四 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号による。
 - 五 図面等に表示する数値及び面積計算は、共通仕様書第21条による。
 - 六 附帯工作物配置図は、附帯工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
 - 七 附帯工作物の詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
 - 八 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
 - 九 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 作成する各図面の縮尺は、原則として、次の各号によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 附帯工作物配置図：100分の1又は200分の1
 - 二 各附帯工作物の詳細図：50分の1又は100分の1
 - 三 写真撮影方向図：100分の1又は200分の1

第3章 算 定

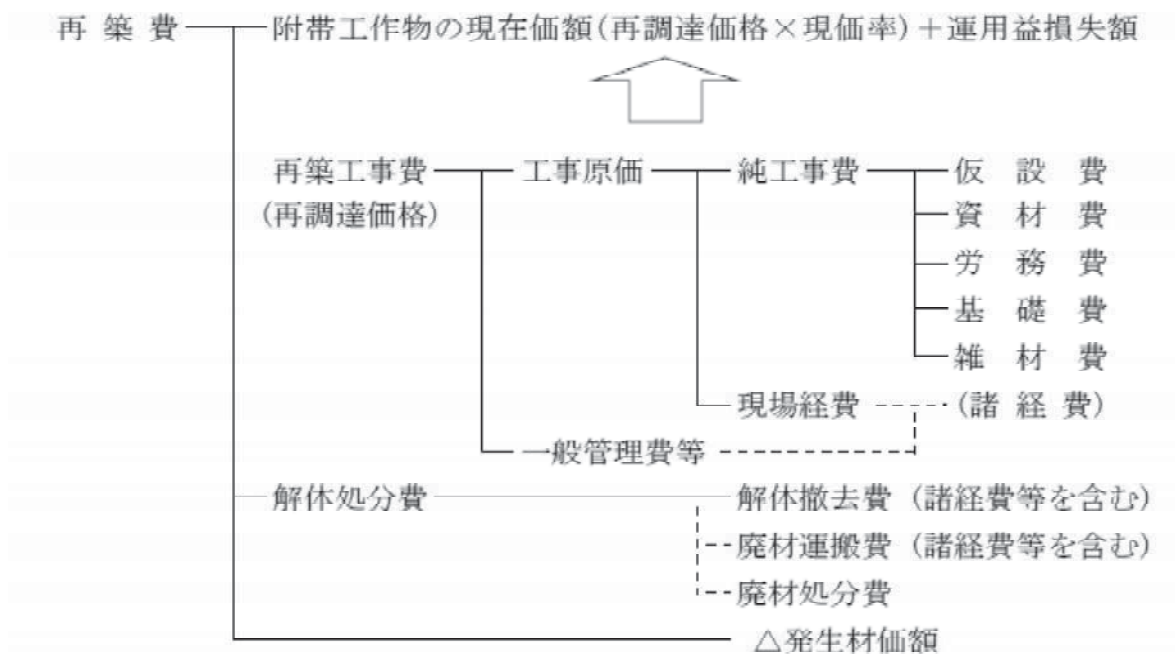
(補償額の構成)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



<再築費の構成>



(補償額の算定)

第8条 附帯工作物の復元費及び再築費は、附帯工作物補償額算定書(様式第2)を用いて、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

- 一 復元費 = 復元工事費（運搬費を含む。） + 解体処分費 - 発生材価額
 - 二 再築費 = 附帯工作物の現在価額（再調達価格 × 現価率）
+ 運用益損失額 + 解体処分費 - 発生材価額
- 2 附帯工作物の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left[1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right]$$

n : 附帯工作物の経過年数

N : 附帯工作物の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r : 年利率

- 一 附帯工作物の経過年数
附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置（新設）から補償額算定の時期までの年数をいうものとする。
 - 二 附帯工作物の標準耐用年数
附帯工作物の標準耐用年数は、別表に定める附帯工作物標準耐用年数表を適用して求めるものとする。
なお、標準的耐用年数によることが適当でない認められる場合は、専門家等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。
- 3 復元費の純工事費は、次の各号の合計額とする。
- 一 仮設費：やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
 - 二 資材費：補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。
 - 三 労務費：復元工事に要する費用を計上する。
 - 四 基礎費：基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
 - 五 雑材費：機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
 - 六 運搬費：再使用材の運搬に要する費用を計上する。
- 4 再築費の純工事費は、次の各号の合計額とする。
- 一 仮設費：やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
 - 二 資材費：主要資材、副資材の費用を計上する。
 - 三 労務費：再築工事に要する費用を計上する。
 - 四 基礎費：基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
 - 五 雑材費：機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
- 5 解体処分費は、次の各号の合計額とする。
- 一 解体撤去費：解体撤去に要する費用を計上する。
 - 二 廃材運搬費：附帯工作物の所在地から廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

三 廃材処分費：解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

6 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、建物等移転料算定基準別表ハ―2 諸経費率表による諸経費率を乗じて計上するものとする。

7 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

別表 附帯工作物標準耐用年数表

単位：年

区 分		判断基準	標準耐用年数 (注)
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリートブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製（鋼製、鋳鉄製、アルミ製など） のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井戸	打込井戸	29
		掘井戸	72

(注) 平成22年4月1日より適用する。

様式第 1 附帯工作物調査表

様式第 2 附帯工作物補償額算定書

工損調査業務共通仕様書

第1章 総 則

(趣旨等)

第1条 この工損共通仕様書は、島根県が施行する公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生ずる建物等の損害等に対する事前調査、事後調査及び費用負担の額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実務上この仕様書記載の内容により難いとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては 特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 「監督職員」とは、受注者への指示、これらの者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行うもので、土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第8条第1項により、発注者が受注者に通知した者をいう。
- 四 「検査職員」とは、契約書第30条第2項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 五 「主任技術者」とは、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、又はこの工損調査等に関する補償業務管理士（社団法人日本コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規則第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）等、発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有するものと認めた者で、契約書第9条第1項により、受注者が発注者に届け出た者をいう。
- 六 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、工損調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が監査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。
- 七 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で工損調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。
- 八 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。
- 九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域

内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）等での調査をいう。

十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、工損調査等を実施する場合において、この仕様書及び「公共工事に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日中央用地対策連絡協議会理事会決定（以下「事務処理要領」という。））に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。

（業務従事者の資格）

第4条 受注者は、主任技術者の管理のもとに、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、次の各号の一つに定める資格をもった者を当てなければならない。

ただし、監督職員が、これと同等の知識及び能力を有すると認めた者についてはこれをもって足りる。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士
- (2) 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験が10年以上ある者をいう。）
- (3) 補償業務管理士（事業損失部門）

第2章 工損調査等の基本的処理方法

（施行上の義務及び心得）

第5条 受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 工損調査等は権利者の財産に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分その意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

（現地踏査）

第6条 受注者は、工損調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

（作業計画の策定）

第7条 受注者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の

結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

第8条 受注者は、工損調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、工損調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義があるときは、監督職員と協議するものとする。

(支給材料等)

第9条 受注者は、工損調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 建物の登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

3 支給材料の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、支給材料の引き渡しは、支給材料引渡通知書(様式第1号)により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書(様式第2号)を監督職員に提出するものとする。

5 受注者は、工損調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書(様式第3号)及び支給材料返納書(様式第4号)を監督職員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第10条 受注者は、工損調査等のために権利者が占有する土地、建物に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 受注者は、発注者から工損調査等に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。

2 工損調査等に従事する者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、工損調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(算定資料)

第12条 受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に記載のない費用負担単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

(監督職員への進捗状況の報告)

第13条 請負者は、監督職員から工損調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果品の一部提出)

第14条 受注者は、工損調査等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果品について監督職員が審査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果品)

第15条 受注者は、第3章（工損の調査）及び第4章（費用負担の説明）において作成した調査書、積算書又は説明記録簿を成果品として提出するものとする。

2 成果品は、次の各号により作成するものとする。

- 一 工損調査等の区分及び内容毎に整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及び頁を付す。
- 四 容易に取り外すことが可能な方法により綴じする。

3 成果品の提出部数は、正副各一部とする。

4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第39条に定めるかし担保の期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第16条 受注者は、検査職員が工損調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

第3章 工損の調査

(調査)

第17条 調査は、事務処理要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）

と同第4条の損害等が生じた建物等の調査（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。

（事前調査における一般的事項）

第18条 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

- 一 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係
- 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面

この場合の計測の単位は、用地調査等業務共通仕様書第2章第2節「数量等の処理」の各規定を準用する。

- 三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。

- 四 その他調査書の作成に必要な事項

（事前調査における損傷調査）

第19条 受注者は、前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

- 一 基礎
- 二 軸部
- 三 開口部
- 四 床
- 五 天井
- 六 内壁
- 七 外壁
- 八 屋根
- 九 水回り
- 十 外構

2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。
- 二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。
- 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上りが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。
- 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- 一 原則として、当該建物の工事箇所にもっとも接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度を計測する。
 - 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。
 - 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。
 - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。
- 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。
 - 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。
 - 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。
 - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。
- 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。
 - 二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。
 - 三 束又は大引・根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。
 - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。
- 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。
- 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 居室ごとに発生個所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度を計測する。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。
- 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 原則として、すべての亀裂の計測をする。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。
 - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。
- 9 外壁に亀裂等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。
- 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。
 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。
- 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、

次の調査を行うものとする。

- 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。
- 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。

11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

- 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。
- 二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。

12 外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。

（写真撮影）

第20条 前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

- 一 カラーフィルム又は改ざん防止メディアを使用する。
- 二 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。
 - (1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名
 - (2) 損傷名及び損傷の程度（計測）
 - (3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

（事後調査における損傷調査）

第21条 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を前3条の定めるところにより調査を行うものとする。

2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第18条事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。

（事前調査書等の作成）

第22条 受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。

- 一 調査区域位置図
- 二 調査区域平面図
- 三 建物等調査一覧表（様式第5号）
- 四 建物等調査書（平面図・立面図等）（様式第6号）
- 五 損傷調査書（様式第7号）
- 六 写真集（様式第8号）

（事前調査書及び図面）

第23条 受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。

一 調査区域位置図は工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。

二 調査区域平面図は調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。

(1) 調査を実施した建物については建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。

(2) 縮尺は、500分の1又は1,000分の1程度とする。

三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。

四 建物等調査図（平面図・立面図等）は、第18条及び第19条の事前調査の結果に基に建物等ごとに次により作成するものとする。

(1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。

(2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。

(3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。

(4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度によ建物に準じて作成する。

五 損傷調査書は、第18条及び第19条の事前調査の結果に基づき、建物ごと建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂・沈下・傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。

六 写真は、撮影したものをカラーサービス判でプリントし、様式第8号に所定の記載を行ったうえでファイルする。

（事後調査書等の作成）

第24条 受注者は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、第22条各号の調査書及び図面を作成するものとする。

（費用負担の要否の検討）

第25条 費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施工によるものと認めたものについて、事務処

理要領第6条（費用負担の要件）に適合するかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、すみやかに監督職員に報告するものとする。

（費用負担額の算定）

第26条 受注者は、費用負担額の算定を指示された場合は、事務処理要領第7条（費用の負担）及び同付録の規定に従って当該建物等の所有者に係る費用負担額の算定を行うものとする。

第4章 費用負担の説明

（費用負担の説明）

第27条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング）

第28条 受注者は、費用負担の説明の実施に先き立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

（現地踏査等）

第29条 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第30条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料を作成

（権利者に対する説明）

第31条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第32条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を説明記録簿（様式第9号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第33条 受注者は費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。